平成21年塩尻市議会3月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成21年3月13日(金) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

審查事項

議案第 1号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部 を改正する条例

議案第 2号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻・朝日衛生施設組合規約の変更について

議案第14号 平成21年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14 目人権推進費及び16目(仮称)市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目楢 川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療 運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽 設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、1 4款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

議案第15号 平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号 平成21年度塩尻市老人保健事業特別会計予算

議案第18号 平成21年度塩尻市用地先行取得事業特別会計予算

議案第22号 平成21年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計予算

議案第23号 平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第28号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般 歳出2款総務費(1項総務管理費6 目企画費及び14目人権推進費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目老人医療事務費及び10 目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費中合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正

議案第29号 平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第33号 平成20年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

陳情12月第5号 共済法制定を求める陳情

出席委員・議員

 委員長
 中原
 巳年男
 君
 副委員長
 今井
 英雄
 君

 委員
 古畑
 秀夫
 君
 委員
 金田
 興一
 君

 委員
 鈴木
 明子
 君
 委員
 塩原
 政治
 君

委員 永田 公由 君

委員 中原 輝明 君

議長中野長勲君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

局長 酒井 正文 君

庶務係主事 大村 一 君

午前9時57分 開会

議案第12号 塩尻・朝日衛生施設組合規約の変更について

委員長 おはようございます。少し時間が早いですけれど、全員そろっていますので、きのうに引き続きまして、総 務環境委員会を開会いたします。本日は、市民環境事業部ということで、まず、議案第12号塩尻・朝日衛生施設組合 規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

市民環境事業部長 はじめていただきます前に、昨日ですけれども、古畑委員のほうから御質問をいただきました新エネルギー対策、国の補助制度の関係ですけれども、スタートが平成21年度というふうに、私が申し上げましたけれども、古畑委員の御指摘のとおり、平成21年1月13日からスタートしておりまして、申請者に対する国の直接補助ということでスタートしておりますので、訂正しておわびを申し上げます。

生活環境課長 お願いいたします。それでは、議案第12号、塩尻・朝日衛生施設組合規約の変更についてをお願いしたいと思いますが、説明につきましては、議案関係資料集の37ページをお願いしたいと思います。組合規約の変更につきましては、組合の規約でございますので、市村、両議会の議決に基づきまして、規約を変更させていただくというものでございます。内容につきましては、統計法の全面改正によりまして、その引用条文が変更になったために、改正するものでございます。

次のページの38ページを御覧いただきたいと思います。新旧対照表でございますが、今まで、統計法4条であった ものが5条の2項になりまして、人口国勢調査という言葉を国勢調査に改めるというものでございます。組合規約の中 で、この統計法と、国勢調査の内容を運用しておりますのは、負担金割合の計算において、10分の7、実績10分の 3という計算の根拠という数字で使わせていただいているものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。 以上です。

委員長 質疑を行います。何かありませんか。

1点、教えてください。この統計法の現行のほうは昭和22年で、改正案が平成19年となっているけれど、普通は新しいほうが直って、古いほうが生きてくるという考え方ですか。

生活環境課長 旧の統計法を廃止して、統計法全面改正なので、新しいものが生きるような形になって、前の年度の ものはなくなると思います。全面改正のためだと。 委員長 平成と昭和と。私は、両方、昭和に見てしまいました。

それでは、議案第12号、塩尻・朝日衛生施設組合規約の変更については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致で認めることと決します。

議案第14号 平成21年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14 目人権推進費及び16目(仮称)市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目楢川 保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運 営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設 置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款 予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

委員長 続きまして、議案第14号平成21年度塩尻市一般会計予算についてを議題といたします。これにつきましては、総務費、民生費を先に説明をしていただいて、質疑をし、そのあと衛生費の説明をしてもらうように分けたいと思いますので、お願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。

くらしの相談室長 よろしくお願いいたします。それでは予算書の110ページ、111ページ、予算説明資料につきましては20ページとなりますので、お開きください。よろしいでしょうか。

2 款総務費、1項総務管理費、10目生活支援対策費でありますが、はじめに消費生活対策費17万6,000円の中の一番下にあります主なものを説明させていただきますが、消費者団体補助金ということで、消費者の会へ8万円を補助するものです。これにつきましては、消費者問題等が多様化し、複雑化している中での被害防止も努めながら、消費者への啓発をしていくという形をとりますのでよろしくお願いします。

続きまして、2つ目の白丸、生活支援活動費ですが、これにつきましては、外国籍市民が、日常生活を安心して送れるように支援するための費用であります。総額450万7,000円ですが、主なものにつきましては、シチズンサポーター報酬1人分。これにつきましては、平成20年度には中国語対応の事務サポーターが1人おりまして対応していたわけですが、退職をされたために、平成21年につきましては、中国語は3階におります国際交流員のイーノンさんに、もし対応する時があればお願いしていくということで、連絡をさせていただいてあります。ですので、ポルトガル語対応の1人分の報酬だけ盛らせていただきました。237万5,000円となります。

上から4つ目の黒ポツの法律・特設合同相談員謝礼、112万2,000円ですが、これは法律相談を年間に31回分開催。また、特設合同相談については、1日開催しますが、特設合同相談は、弁護士さんを2人、行政相談員3人の謝礼となっております。主なものにつきましては、以上となりますので、よろしくお願いいたします。

市民課長 続きまして、122ページ、123ページ、予算説明資料16ページをお願いしたいと思います。3目戸籍住民基本台帳費でございますけれども、説明欄をお願いしたいと思いますけれども、説明欄の上から白丸の3つ目、住民基本台帳事務諸経費の中でございますが、次のページをお願いしたいと思いますが、125ページ、黒丸の上から5つ目になりますけれども、戸籍電算化事業委託料3,455万9,000円でございますけれども、これは、平成18年度から平成20年にかけまして、債務負担を行って戸籍基本台帳の電子化を図ったものでございますので、お願い

したいと思います。

その下、住民表示システム業務委託料でございますけれども、平成19年度に構築いたしまして、平成20年度は住居表示板等の配布を行って事業が終了いたしました。平成21年度については、20万円のシステムの保守委託を行っていくものでございますので、お願いをしたいと思います。

健康づくり課長 続きまして、148ページ、149ページをお願いします。楢川保健福祉センター管理費でございますが、この費用につきましては、各種検診でありますとか、配食サービス、ボランティアの会議、共同作業所、放課後児童教室等に利用させていただいているわけでございますけれども、そこの管理費でございます。

続きまして、150ページ、151ページをお願いします。上から7番目くらいに施設管理委託料がありますが、7 7万3,000円ですが、これにつきましては、この管理の一部をNPOのビレッジならかわのほうへ委託させていただいているものでございます。以上でございます。

市民課長 続きまして、150ページ、151ページをお願いしたいと思います。8目の老人医療事務費でございますけれども、これにつきましては、平成20年4月1日から老人保健法が廃止されまして、制度が廃止されたことによりまして、3月診療分以前の月遅れの請求分を処理するための事務諸経費でございますので、お願いをしたいと思います。

その下、9目国民健康保険総務費でございますけれども、上から3つ目の白丸、社会福祉事業費繰出金でございますが、一番上の老人保健事業特別会計繰出金につきましては、医療給付費等の公費負担分による市の負担分でございます。 負担割合は、公費の部分で5割分を、国が12分の4、県と市が12分の1ずつを持つ形になっております。

国民健康保険事業特別会計繰出金1億9,969万円でございますけれども、これにつきましては、保険基盤安定繰出金等の法定内の繰出金と健康増進事業に係わる繰り出しを国保特別会計へ行うものでございます。

その下、10目後期高齢者医療運営費でございますけれども、白丸の一番上、後期高齢者医療広域連合負担金でございます。これにつきましては、事務費と医療費がございまして、事務費につきましては、全体の均等割が10%、人口割が45%、高齢者人口割が45%で、市町村がそれぞれ拠出する金額でございます。

黒丸の2つ目、後期高齢者医療広域連合負担金の医療分でございますけれども、4億7,830万円でございますが、 後期高齢者の医療費分の公費負担、これは、5割分の市の負担部分でありまして、負担率は12分の1でございます。

下の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございますけれども、これにつきましては、保険料の軽減に対する繰出金及び事務費等の繰出金を行っていただくものでございますので、お願いをしたいと思います。

次に、168ページ、169ページをお願いしたいと思います。4目国民年金事務費でございますけれども、この国民年金事務費につきましては、国の事務については、今、国の直接事務となっておりますけれども、窓口事務として資格の取得だとか喪失、受給申請等を市町村へ委任されておりますので、これらに係わる事務諸経費でございます。この経費のほとんどは、国のほうで交付金として支払ってくるものでございますが、次の171ページをお開きいただきたいと思いますが、一番上の消耗品でございますけれども、36万円ですが、前年対比55万8,000円の減としてございます。これにつきましては、しなの国民年金を購入いたしまして、国民年金のPRとして、全戸配布をしておりましたけれども、発行が中止になったために減額をするものでございます。今後のPRにつきましては、広報紙面を使ってのPRを行っていきたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 ここまでで質疑を行います。何かありませんか。

中原輝明委員 先ほどの消費者団体補助金というのは、どういう人たちの団体なのですか。

くらしの相談室長 塩尻市消費者の会という団体がありまして、41人の会員の方がおります。それに対する補助という形で何年も出しておりますが、今年度、平成21年度から1万円下げさせていただきまして、1万円の交付するものです。以上です。

中原輝明委員 消費者団体というのは、いつからできて、どういう人たちが集まっているのですか。私が一番言いたいのは、いつも、こういう団体 団体と言うが、特定した人間が集まってやっているだけ、幅広くやらなければ効果がないわけです。同じ人たちが集まってやっていて、その人たちがまたかわって新しい人と入れ替えしてやらなければ、全然価値がない。固定しているだけでは、そのことについては、どう考えているのですか。ただ、皆さんが一番いけないのは、どんな団体も同じことです。1つの固まりにしておく。みんな同じだ。広く、みんなから集まってもらわないと効果は出ない、同じ人がやっているだけでは、それを、皆さんがきちんと直していかないといけないわけです。どんな団体もそうでしょう。これは、理事者も含めて、総務部長が発揮していかないとだめだ。同じ人たちだけだ、団体などというものは、それで全然変わらない、塩尻市は。同じ人たちだけでやっているから。それについて答弁して、はっきりと。

市民環境事業部長 消費者団体の補助金のことなのですけれども、確かに、委員さんがおっしゃられるように、この 団体も大変高齢化をしてきておりまして、団体自体も、大変、それが課題にはなっています。活動内容としては、一番 最初に力を入れてやってきていただいていたのは、廃油の回収だとか、レジ袋等々の問題を、大変力を入れてやってく ださっていまして、活動自体は、一生懸命取り組んでいただいておりますけれども、確かにその団体の会員さんたちは、依然として同じ人たちがというような状況にはあります。うちのほうとしても、何とか拡大を図ろうということで、消費者団体の人たちのやっております講演会等々には、市としてもPRをしながら進めているのですけれども、なかなか 広がっていかないというのが実態でございますが、一応、今の活動にあわせた補助金ということで見直しながら、うちとしても支援をしながらやっていただいているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

中原輝明委員 理解しろと言われたら理解するけれど、ただ、本当に固定した、それでは、トップは誰だかと聞きたいけれど、聞かなくてもわかっていると言いたいけれど、そういうものがよいか、いけないかというのは、人がかわって新しい息吹を入れないと、私はよくならないと思うのです。部長たちというのは、本当にしっかりと部下を指導する。内容やら、意見の変わった人が出てきて、意見を出して、新しい息吹を出さないと、私はいけないと思うので、今後、そういう各種団体、皆さんだけではなくて、もろもろの団体というのは、トップだけではいけないわけです。トップがかわらないといけない。時が来れば、と私は思う。

総務部長 補助金、交付金の関係につきましては、今回も見直しをさせていただきました。そういうことで、市の中のすべての団体に対しまして、財政サイドでそういうことをやっておりますので、常にそういう見直しをしてまいりたいと、このように考えておりますので、委員の御指摘の点も含めまして、今後、やっていきたいと思っておりますのでお願いします。

委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

鈴木明子委員 151ページですか、楢川の保健福祉センターの管理ですけれど、施設管理委託料の一部をNPOビレッジならかわへ委託するということですけれど、どのようなことを委託しているのですか。

健康づくり課長 ビレッジならかわのほうへは一部の管理委託料で、朝晩のドアの開閉、電話等の取り次ぎ、利用者

団体等がありますので、そこに8時間ずっといるというわけではなくて、必要に応じて来ていただいております。もし、 来ない場合には、ビレッジならかわのほうの事務所のほうへ電話が転送されて、そこで、部屋等を取る時には使用でき るようになっております。

委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

鈴木明子委員 今のページの後期高齢者医療運営費というところですけれども、負担軽減のための費用とかのお金も出ているようですけれども、実際の事務などをやっていて、問題点とか、市の取り扱うことで、困難をきたしているとか、そういうようなところについて、状況をお話しいただけることがあれば。

市民課長 係長からお答えします。

国保年金係長 お答えいたします。制度が発足しまして、だいぶ見直しがございました。6月、9月、ここ再三ありまして、私どもも窓口、広報を通じまして、関係者の皆さんにお知らせをしているのですけれど、高齢者の皆さんは、文章をお読みいただいていないということで、大変、窓口でトラブルもございます。ただ、私どもも、他市と比べましても、懇切丁寧に、ある程度、広報活動をしておりますので、ある程度、理解はされているかなということで理解しています。国の中で、後期高齢と国保の一元化というものもありますので、おそらく、平成23年頃には、また新しい大きな改革が出るのではないかということを考えておりますので、都度、広報等含めまして、懇切丁寧に対応していきたいと考えています。よろしいでしょうか。以上です。

鈴木明子委員 一元化という話ですけれども、具体的というか、今、わかっているものはどんなことですか。

国保年金係長 お答えいたします。まず、国保については、今、3つの案がございます。1つは、都道府県単位でまとめるということ。2つ目は、第二次医療保険で運用する。3つ目は、既存の市町村の運営にしたまま、例えば65歳以上を後期高齢と一緒にしようということがありますので、おそらく、後期高齢は、今、都道府県単位になっておりますけれども、75歳の年齢を65歳まで引き下げて、高齢者と現役世代を分けるような制度で検討しておりますので、来年のこの時期には、ある程度、大綱、骨子が出まして、平成23年度頃には、国保制度及び後期高齢が大きく変わるかなということで解釈しております。以上です。

鈴木明子委員 後期高齢者というのは、あまりにも不評なので、いろいろな対策を考えているのかなと思いますけれども、やはり、市民の皆さん、これから高齢化が進む中で、私たちももっと研究をして、言うべきことを言っていかないといけないと改めて思いました。

中原輝明委員 戸籍電算化事業の三千四百何万円というのは、これは、前年の当初予算と同じだけれど。ただ、これはみんなのことになってしまうが、同じ数字で良いのか悪いのかというのと、ただ数字を並べるのか、相手と交渉して、こういう数字なのか。時代が世知辛い世の中で、経済状態がこうだし、それぞれわかると思うが、同じ数字ではなくて、多くなるか少なくなるか、もう少ししっかりしてほしい。どのようにやっているか教えて。

市民課長 説明が不十分ですみませんでした。一応 これにつきましては、総額が1億9,995万円の債務負担を 組んでありまして、平成22年度まで、そういう部分でお支払いしていくものですから、毎年、定額の部分のお支払い になっているという形でございますので、よろしくお願いします。

中原輝明委員 よくわかれと言えば、わかるが。そんなに固定したような話をしなくてもわかるが、もう少し、組んだけでなく、何か考えたほうがよいような気がするが、今後、これは、全ての当初、組んだからそれでやっていくのではなくて、その都度、それ以上、言えばわかると思うが、やってほしい。

総務部長 債務負担行為というので、例えば10年間と5年間、その額が決まってしまっているものですから、今、 委員さんもおっしゃるように、その年度で下げるとか、上げるとかいう話はできないのです。年度ごとに決まってしまっているので。平成21年度はいくら、平成22年度はいくらと、こういうことなものですから。

中原輝明委員 債務負担行為はわかる。行為だから、すべてがそのままではない。なんですか、それは。何を言っているのですか。だからあなたたちのはいけないと言っている。決まったものだから、それで払っていかなければいけないのは、とんでもない話。いつでも改革はできるのだから。そんなことでは 予算など、いくら計画で債務を組んでも修正はできるのだから。何を言っているのですか。

総務部長 そうではなくて、5年間のものを一括して入札にかけます。その額で決定をされますので、年度ごとの支払いが、今、言った額で支払っていくということになりますので、そういうことなのです。

中原輝明委員 それでよいけれど、決まった債務で5年間で払うのはよいが、その都度変化があれば、だめでしょう、 やらなければ、変化があれば、違うのですか。例えば、世情がガサッと変わった時には、そのままやっていけるのか。 変化があるでしょう。直さなければだめです。

総務部長 変化と言いますけれども、変化を見越して5年間の中の契約を業者と組んでいますので。

中原輝明委員 業者がつぶれた場合はどうするのですか。

副市長 ベテランの委員さんですから、もちろんおわかりのことだと思いますが、当初に、システムを買ってしまっているもので、それを5年間に分けて払いますというものですから、これは社会の経済情勢が悪くなったからまけろとか、状況が上がってきたから、ちょっとふやせというのは少し違うと。ほかの債務負担行為で取ったもので、年度ごとにできるものは、もちろん変更すればよいのですけれど、こういうものはちょっと変更できないので、申し訳ございません。

中原輝明委員 私が言いたいのは、変更できるか、できないかではなくて、そういうことも再考しなければいけない ということを、私は言いたいわけです。

副市長 例えば、委員さんも車をローンで買うようなことがあると思いますけれど、それを毎年毎年交渉してまけていただきたいと言っても、無理なところもありますので、無理な部分と可能な部分もあって、ただ、決まったから、それでずっとうちはやっていると、そういうことはありませんので。

中原輝明委員 それを言いたいわけです。

副市長 わかりました。ただ、しょっちゅう変更が可能ということでもないものですから、その辺も御理解いただきたい。

中原輝明委員 よくわかりました。

総務部長 今、副市長も言いましたように、できるものとできないものがございますので、委員さんのおっしゃる趣旨もわかりますので、そういうところは、昨日の清掃とかで、そういうことで御議論いただきましたけれども、3年間、同じ業者でいったとしても、その年度ごとに入札をします。そうすると、それにつきましては、いくらかでも安くなるということもございますので、この件と、昨日やった件とは少し違いますので、その点だけは御理解をお願いします。

中原輝明委員 あまり強く言わないで。よくわかりました。

委員長 ほかにありませんか。

それでは、残りの部分の説明を受けて、今の分も含めて、また質問、質疑をしたいと思いますので、衛生費について

の説明をお願いします。

健康づくり課長 予算書の172ページ、173ページをお願いします。説明資料は21ページからです。4款衛生費、保健衛生費について御説明申し上げます。保健衛生事務諸経費でございますけれども、主なものを説明させていただきます。真ん中辺に、在宅当番医制事業委託料、その下の歯科当番医制、薬局の関係がありますけれども、これについては、休日等の医療を確保するためにお願いしている委託料でございます。

4つくらい飛びまして、塩筑地域包括医療協議会負担金でございますけれども、これにつきましては、塩筑地区の医療、薬剤師、歯科、行政等が集まりまして、医療の協議 医療の関係について協議していく負担金でございます。特に平成20年度から、災害時の制服等を3年計画でそろえさせている予算が60万円ほどございます。

その下の木曽広域連合負担金、一次救急分でございますけれども、これにつきましては、木曽、楢川地区分の一次救 急についての負担金でございます。

1 つ飛びまして、病院群輪番制事業負担金でございますけれども、これにつきましては、松本地域の一次医療を確保するために負担しているものでございます。

その下の、松本地域出産・子育て安心ネットワーク負担金でございますけれども、これにつきましては、去年の6月の補正でお願いしてございますけれども、松本医療圏の住民の出産・子育ての医療を確保するために負担しているものでございます。ハイリスクの出産、検診等をすみ分けしまして、検診ノート等を配布したりしてやっているものでございます。全体予算につきましては1,200万円。出産の数に応じまして負担しているものでございます。

その下の両小野国保病院組合繰出金でございますけれど、これにつきましては、いろいろと御指導をいただいてございますけれども、平成21年度から当面につきましては、医師1人、12床と診療所として運営してまいると、当面につきましては、今まで繰り出しをお願いしていたものと同額をお願いするものでございます。診療体制につきましては午前中は月曜日から金曜日まで、午後につきましては、月曜日は午後7時まで、金曜日は通常午後5時までということで診療をします。入院患者等につきましては、1人のお医者さんでございますので、24時間のオンコール対応ができるような形で運営をしてまいりたいというように思っております。

その下の国民健康保険楢川診療所事業特別会計繰出金でございますけれども、診療所のほうで、運営で不足する額についてお願いするものでございます。

その下の天使のゆりかご支援事業でございますけれども、不妊治療に対する補助金をお願いするものでございます。これにつきましては、平成19年度まで168人で67人が出生されております。平成20年度につきましては、今まで22人の申請がありまして、約430万円くらいの支出があります。12月末現在では、79人。平成20年に入りまして12人の方が生まれているというような状況でございますのでお願いいたします。

次、174ページ、175ページをお願いいたします。予防対策事務諸経費でございますけれども、この予算につきましては、予防接種に関するものでございます。乳幼児のポリオ、麻疹、風しん、三種混合、日本脳炎、小学生の2種混合でありますとか、中学1年と3年の風しん、麻疹、高齢者のインフルエンザというようなものの予算でございます。 大きいものにつきましては、消耗品でございますけれども、ポリオだとか、そういうもののワクチン代2,900万円ほどお願いしてございます。

5つ、6つ飛びまして、個別接種医師委託料でございますけれども、それに係わる高齢者のインフルエンザ、三種混合、麻疹等のお医者さんの接種に対する委託料でございます。

その下の感染症予防対策費でございますけれど、これにつきましては、結核予防の関係でございます。消耗品については、BCGのワクチン代等でございます。

3つほど飛びまして、結核健康診断委託料でございますけれども、X線間接撮影等の委託料でございます。の下の医師委託料につきましては、BGC等の個別接種等の委託料でございまして、平成21年度からBCGにつきましては、今まで集団が主でございましたけれども、体調がよくないという方もおりますので、個別接種を取り入れていきたいというように考えてございます。

次に176ページ、177ページをお願いします。健康増進事業でございますけれど、これにつきましては、がん検診、胃、大腸、子宮、乳房、肺、前立腺等の医科、節目検診として行っています歯科検診、目の検診、耳の検診、骨の検診等の費用でございます。

真ん中辺に、保健対策事業委託料がございますけれど、これについては、がん等の検診に対する委託料でございます。 2つ飛びまして、AED使用料44万円でございますけれども、年次的にAEDの設置をさせていただくということで、 平成20年度から行っているものでございまして、 平成20年度につきましては中学校、 平成21年度については小学校をお願いしてございます。 そのほかに、 平成21年度につきましては、 支所3カ所、貸出用として1個をお願いしてございます。 リースで、5年で償還していきたいというものでございます。

高齢者歯科検診事業でございますけれども、一番下の歯科検診委託料174万円でございますけれども、在宅の寝たきり老人であるとか、障害者等に医師が訪問しまして、検診を行っている事業でございます。

その下の後期高齢者等保健対策事業でございますけれども、75歳以上の生活習慣病等の機参を行うものでございます。

次に178ページ、179ページでございますけれども、5行目の後期高齢者検診委託料。これにつきましては、集団検診と医療機関に出向いての検診をお願いしてございます。

次に、母子保健事業でございますけれども、この事業につきましては、乳幼児検診でありますとか、妊婦の一般健康診査、乳幼児の一般健康検査、健康相談等に要する費用でございます。特にことしは、下のほうにございます一般健康診査委託料5,434万5,000円をお願いしてございますけれども、平成21年度から国の第二次の補正予算等が通りましたので、妊婦検診を5回から14回に増やしてやっていきたいというふうに考えてございます。今まで里帰り出産等については、取り入れてございませんでしたけれども、そういう方たちについても対応していきたいというものでございます。単価的には、5回の時に3万3,400円くらいの予算でしたけれども、14回にふえますと7万4,260円ということで、4万860円の負担という形になります。国の補助が2分の1、2年間ということで、補助金がございますので、それで対応してまいりたいというようなものでございます。以上でございます。

生活環境課長 続きまして、環境衛生費。5目の環境衛生費をお願いしたいと思います。次のページをお願いしたいと思います。180ページ、181ページ。主なものを説明させていただきますが、予算説明の資料では13ページになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

環境衛生一般事業の中の一番下の木曽広域連合負担金(ごみ・し尿処理)というのがございますが、し尿起債償還分、 ごみ起債償還分の負担金でございます。し尿の関係が、約28万円余。ごみ起債償還分が1,540万円余の内容でご ざいまして、平成21年度のこの予算で終了ということになりますのでお願いします。

次に、資源リサイクル推進事業でございます。びん回収、ペットボトル回収委託料。これは、資源化の委託料でござ

います。

その下の資源物回収事業委託料でございますが、資源物回収の委託料につきましては、この4月1日から、小型家電が、4つほど収集分担が変わりますが、小型家電が今まで埋め立てごみという処理方法を取らせていただきましたが、今度はそれを資源化ということで、その他金属で収集をさせていただく。その他金属の収集回数を増やし、埋め立てごみの収集回数を減らすという内容で、今度、分別収集を行います。埋め立てごみにつきましては、塩尻・朝日衛生施設組合の事業として行っておりまして、資源物の収集につきましては、塩尻市事業として行っております。この回収の関係が、この委託料になっておりまして、増額をさせていただいてございますのでお願いいたします。その反面、組合のほうでは、約400万円ほど減額と言いますか、その分については、減額という形になっておりますのでお願いいたします。なお、この分別方法の変更は、4月1日から行うわけでございますが、2月中旬から、各区の説明会を職員で行っております。それと、地球温暖化の啓発事業等を含めまして、日曜日の3月15日をもって、全区の説明会が終わるという段取りになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、花による美しい環境づくり事業でございます。一番下の花壇設置用資材につきましてでございますが、これは各地区によりまして、駅前市民花壇、各地区の地域花壇に花を配置している内容、資材ということで配置しているものでございますが、平成21年度は50周年事業ということでありまして、市花でございますキキョウの苗を約1万6,000株、各地区に配布させていただき、その地区でキキョウの花壇というのをつくっていただきたいということで、準備をさせていただく予算が含まれておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次のページをお願いします。「クリーン塩尻」推進事業でございます。上から4つ目の「クリーン塩尻」推進連絡会会議補助金でございます。ここの中で、クリーン塩尻連絡会議では、エコ・ウォークを開催させていただきますが、エコ・ウォークにつきましても、50周年記念事業ということで、充実させていきたいというふうに考えております。

その下の、環境と食と生活のフェア負担金、これにつきましては、実行委員会制でやっておりますが、環境イベントと食をテーマにした生活のライフスタイルを見直すということで、これも平成21年度は50周年事業ということで、環境・食・産業・生活の4つを束ねて、11月7日、8日に実施したいということで予定を進めているところでございます。

次に廃棄物不法投棄防止対策事業でございます。これのちょうど真ん中あたりに、不法投棄物処理委託料、その下の不法投棄回収委託料についてでございますが、不法投棄処理委託料は、その下の不法投棄回収ということで、シルバー人材センターにそれぞれパトロール、NPO水と緑の市民ネットによって市内のパトロールを分担して行っていただいております。その内容の回収委託事業と集めていただきました物の処理が廃棄物処理委託料ということになっておりますのでお願いしたいと思います。

一番下の現物支給用資材ということで、新しく触れさせておりますけれど、平成21年度は不法投棄防止対策ということで、地元の不法投棄防止対策事業と連携しながら、例えば、防止対策用のロープや看板、立ち入り禁止にするような資材等を若干予算化させていただき、地域の不法投棄防止活動とあわせて行っていきたいという考えでございます。よろしくお願いいたします。

次に、6目の環境保全費をお願いしたいと思います。公害防止対策事業をお願いしたいと思います。下から3番目、自動車騒音調査委託料、これは、騒音関係の環境問題ということで1カ所。今、片丘の中央道の所を考えております。 大気汚染分析検査委託料、その下でございますが、これにつきましては例年、通常、大気汚染計画をモニタリングで行 っているものでございます。

次のページをお願いいたします。地下水、それから、河川・湖沼の水質検査委託料でございます。これも通常の検査 項目を計上させていただいてございます。

1つ飛んで、公害測定車仮設電気工事というのがありますが、県のあおぞら号によりまして、戦体的な大気汚染、大気測定をしておりますが、要望いたしまして、ことしはバイパスの桟敷の所で大気測定をさせていただいております。 平成21年度も、一応、要望しまして、吉田の、今考えておりますのは、インター周辺、浄化センター周辺を考えておりますが、それが県に認められまして、市がその設置費、電気関係の工事費等をみるということで、そのほかは、すべて県のほうの予算であります。それを電気工事ということで、盛らさせていただいたものでございます

自然環境保全事業につきましてでございます。一番下の里山等保全整備事業補助金でございます。これにつきましては、来年度は北熊井、あるいは北小野地区で、そういう整備をしたいという声が上がっております。まだ事業計画的にはまとまっておりませんが、その中で1カ所予算化させていただいております。

次に、地球環境保全事業をお願いしたいと思います。その事業の下から3つ目、後期環境基本計画策定委託料でございます。これにつきましては、平成18年度に策定いたしました環境基本計画中期計画の見直しをさせていただき、第四次総合計画の整合を図りながら平成26年を目途に後期環境基本計画を策定するというものでございます。

その下の、新エネルギー導入普及事業補助金でございます。これにつきましては、新エネルギービジョンに基づきまして、地球温暖化防止のために補助をしておるところでございますが、ソーラー発電、太陽熱高度利用、ペレット・薪ストーブについて、補助をしているものでございます。また、先ほど、最初のときに部長からお話がありました新エネルギーの導入普及の中で、国の補助金が平成21年1月13日より、国の直接 これは市とか県を経由せずに直接補助という形になっておりまして、全国的に県下で1カ所、長野県の場合には長野県環境保全協会、これは長野市にございます。そこで事務を行うということになっております。これにつきましても、啓発といいますか、PRを私どもがさせていただきますが、地区説明会におきましては、これを設置する時には、メーカーの方にしっかり相談していただき、市と環境保全協会のほうへ申請を出していただくようにお願いしたいということで、PRをしていくものでございます。1キロワットあたり7万円の補助になります。70万円が限度ということで、私どものほうは、1キロワット1万7、500円、10万円限度です。

次に、環境教育推進事業でございます。これにつきましては、小中学校の環境教育支援等で印刷製本費の関係でございますが、交付金を受け、2月28日に行いましたトーク&パフォーマンス、学校への訪問出前講座等を予算化させていただいている事業でございますのでお願いします。

次のページをお願いいたします。環境管理システム推進事業でございます。ISOの関係のものでございますが、一番下に、環境ISO等認証取得事業補助金がございますが、ISO、50万円限度 2分の1、50万円限度で補助させていただいているもので、予算的にはISO14001について2件、エコアクション21について2件を予算化させていただいてございます。

次に1つ事業を飛ばしていただいて、菜の花プロジェクト推進事業費でございます。菜の花につきましては、昨年、 有志の方たちにまいていただきましたが、その時期、やり方等で非常に不作でございました。それに基づきまして、う たったわけですが、今年度も一応秋に、有志の方たちが、塩尻東、北小野、宗賀地区、それぞれあわせまして約320 アールに、今、種をまいてございます。これにつきましては、平成20年度のこの予算で対応させていただき、来年度 は、これの運搬費、これは搾油する業者に送るものでございますが、それを予算化させていただいてございます。のちほど補正予算がございますが、不作のために使用しなかった予算を減額させていただいておりますのでお願いいたします。また、ことしの環境と食と生活のフェアの時には、環境保全、有限会社環境保全のほうですが、廃食油をディーゼルのエンジンにかえていくこともやっているところでございました。小さい搾油機によりまして、菜の花とひまわりの搾油実験をさせていただき、来られた方には好評でございました。

次に、斎場施設管理費の7目の斎場費、斎場施設管理費をお願いしたいと思います。真ん中くらいにございますが、 斎場運営業務委託料でございます。これにつきましては、業務内容としましては、火葬業務、火葬棟、待合室等の管理 ということで、管理人、火葬業務で2人の方を塩尻造花に随意契約でお願いしているものでございます。これにつきま して、この2月25日に、今までやっておられました鈴木正臣さんが、塩尻造花を退職されました。その代わりに、赤 羽勝彦さん、38歳の方ですが、そこを引き継いで、火葬業務をやっていただいております。なお、その方の奥さんが、 今まで2年やっていただいておりますが、受付と言いますか、事務のほうで、今は赤羽さん御夫妻でやっていくという ふうになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次のページをお開きください。斎場施設維持整備費でございますが、これにつきましては、炉の営繕修繕、火葬炉の 点検でございます。

備品購入費でございますが、火葬している炉の後ろ側に火葬終了後の遺体を出しますが、それが今は1個でございます。その予備ということで、手動型の台車を1台購入させていただくということで計上させていただきました。

次に8目の霊園費をお願いします。霊園管理諸経費でございます。考え方等は同じでございますが、臨時作業員賃金は造園事業に関してでございますし、下へ行きまして、聖地内草取委託料 これは松本広域森林組合にお願いしている除草と草刈りでございます。

霊園管理業務委託料につきましては、シルバー人材センターに委託しております。

霊園整備事業でございます。平成20年度からお願いしてございます。樹木管理委託料でございます。年次的に霊園周辺の高木、高く木が生長いたします。それによります整備と聖地内、土手とか、そういうところに大きな木がふえてきます。それが、石碑に影響があると苦情があったりしますので、そういう対応をさせていただきたいということで、ことしから記載させていただいているものでございます。

霊園整備工事につきましては、のり面の土留め工事、場内の老朽化した水路等の改修をお願いするものでございます。 次の192ページ193ページ、4款衛生費の清掃費の2番目、ごみ処理費をお願いします。これは、塩尻・朝日衛生施設組合負担金でございます。5億7,118万2,000円でございますが、これが塩尻市の分で、朝日村さんが、2,713万8,000円です。負担の率でございますが、塩尻市が95.46%、朝日村さんが4.54%、総額7億5,212万9,000円で塩尻・朝日衛生施設組合の予算となっております、その負担金でございます。主な事業でございますが、クリーンセンターの大規模改修事業、平成22年、平成23年の予定でございますが、平成21年度、来年度ですが、実施設計ということで約580万円。ごみ処理基本計画の見直し、これは環境基本計画とあわせながら、法に基づくごみ処理基本計画を立てるということになっております。それにつきまして、平成21年度に実施していくということでございます。廃棄物の収集処理事業、焼却施設管理事業、最終処分場の管理。最終処分場もほぼ、一番負担のかかっております水処理施設の稼働がほぼ半分くらいの割りで動いて、順調に進んでおります。これもこれから実際的な維持管理がかかってくるところでございます。昨年比でいきますと、約1,000万円、総額で減額になります。

その下の、続きまして上水道費の繰出金のほうをお願いしたいと思います。水道事業会計繰出金、これにつきましては、消火栓の設置や、老朽化した老朽管の更新事業、企業債の元利償還金等の水道会計の繰出金のための水道会計の安定化のために繰り出しているものでございます。

簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、楢川地区のかん水に対しての事業安定のために繰り出しているものでございます。以上でございます。

委員長 11時5分まで休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

市民環境事業部の説明、すべての分を含めて質疑を行います。何かありませんか。

鈴木明子委員 185ページのところの環境保全費のところですけれども、公害測定車の測定をやっているということで、平成20年度は桟敷のバイパスのところでやったということですが、その結果とかはどのようなものだったのでしょうか。

生活環境課長 結果は、大気は、まだ正式には、これは県の大気測定事業の位置づけでやっていただきますので、大気測定結果報告書というのは1年ごとになりますが、それが正式な公表になりますが、速報といいますか、そういうもので見た内容では、環境基準はクリアしております。ただ、環境基準は、窒素酸化物、硫黄酸化物、粉じんが、1日高くても、例えば、ぼこっと超えても、連続して何日という規定がございますが、1日、確か浮遊粉じんだったか、高い時がございましたが、連続してはございませんので、今の測定の間では環境基準をクリアしているという内容をいただいております。

鈴木明子委員 いつ頃の時期にやっているのか、また期間は長期にわたってやっているような感じですけれど、どのくらいの間なのか。

環境保全係長 今、御質問がありました公害測定車青空号ですけれども、今、資料の御説明でもありました平成7年度から行っておりまして、市町村のほうから要望をいたしまして、県のほうへ出すわけなのですけれど、平成7年度から平成20年度までに6回行われております。1回につきましては、おおむね、だいたい1カ月間を行っております。

委員長 いつ頃の時期というのが。

生活環境課長 平成20年度は8月から9月の約1カ月間。これは、どちらかといいますと、固定局ではなくて、それぞれ市町村だとか、県の計画によりまして、回ったりと言うのですか、ことしも要望を出して、吉田地区で先ほど御説明したのは、県に要望を出しまして、つい最近0Kの返事をいただいたものでございます。

永田公由委員 173ページの保健衛生繰出金 両小野国保病院繰出金で2,045万円という予算が盛られていますけれど、あとでやる補正の中で3,900万円を一般会計から入れるのですけれど、これは、先ほどの説明だと医師1人で12床ということになりますけれど、赤字幅というのは、当然 多少なりとも減少されると思うのですけれど、それについてはどのように試算をされているわけですか。

健康づくり課長 平成19年度の試算ベースでいきますと、有床の12床、それから診療費等、職員を19人から2 1人体制で見込む中では、まだ赤字が6,000万円ほど出るという状況でございますけれども、この赤字幅をなるべ く縮めようということで、職員体制だとか、そういうようなものについて、今、研究しておるところでございます。 **永田公由委員** 再度で見直しをかけているということですね。

もう1点ですけれど、181ページの資源リサイクル推進事業の関係で、ことしから小型家電も、また、資源化するというようなことで、資源物がふえると思うのですけれど、この、いわゆる回収先、今、不況で鉄関係が売れないとか言ってすごい山になっているような状況なのですけれども、受け入れについては、十分、大丈夫なのですか。

生活環境課長 小型家電につきましては、今までと同じように破砕処理をさせていただく。最終処分場には持って行かないようにするために資源化するわけですが、金属類と小型家電ですからプラスチック系がどうしてもございます。 大きく分けてもと2種類なのですが、金属系はそういうルートをきちんと前田産業さんのほうで持っております。それから、プラスチック系は、それでは どういうふうに処理するかと言いますと、サーマルリサイクルと言って、燃料の助燃剤として、燃やすほうに、製鉄所の関係で使っておりますので、それも今のところ大丈夫、確保できるということで進めています。

永田公由委員 この小型家電の資源化によって、埋め立て量というのは、ことし、平成19年、平成20年ベースでは、だいたいどのくらいの量にできるのですか。

生活環境課長 量については係長のほうから。

環境整備係長 埋め立て量でございますが、約1,300トンを最終処分場のほうに埋め立てております。埋め立て ごみは、そのうち約300トン含まれておりまして、そのうちの約3分の1の100トン程度が小型家電ではないかと いうことで計算をしておりまして、100トンくらいの埋め立てる量の減量が見込まれるという状況です。

金田興一委員 181ページの公衆浴場経営安定化等助成事業の補助金の関係ですが、これは県の補助2分の1があってという事業だと思うのですが、ふれあいセンター洗馬ができてから、市内の浴場のお客さんが、ガタンと減って困っているという話があるのですが、これは補助をふやせというわけにも、なかなか関係があっていかないと思うのですが、相対としてふれあいセンター洗馬は、若干、方面が違うかもしれませんが、どのようにお考えでしょうか。片方は無料、片方は。

副市長 議会で御質問があったので御答弁申し上げましたけれど、確かに、今、大変な好評をいただいております。 1年経過したところで、利用者の皆さんからも、若干、有料化したほうがよいのではないかというような声もあります ので、しかし、他の施設も無料になっておりますので、その辺との均衡を考えながら検討させてもらいたいということ で、今、やっておりますので、申し訳ございません、そんなところでお願いしたいと思います。

金田興一委員 検討するということは、補助金の増額も含めてということですか。

副市長 ふれあいセンター洗馬の有料化をどうするかということを検討していきたいということです。

金田興一委員 どのくらいの目途で検討しているか。

副市長 そこまでは、まだ、あれしておりませんので申し訳ございません。

金田興一委員 ぜひとも、今、公衆浴場の利用者が少ない中で、精一杯の努力をしてやっているということの中で、なんとかならないものかなという。補助金を増額しろとかという表現はありませんけれども、何しろ精一杯だと。たたまれたら、これも困るだろうなという、そんなことで、今、お話をしました。

生活環境課長 確かに、公衆浴場の関係がございます。この公衆浴場の補助につきましては、県の政策とリンクさせていただいてございまして、市がやることに対して県が補助してくれるということで、歳入になっております。今回は、

このランキング、県のほうで指導しているランキングで0人から50人、50人から100人と、ABランクとなっております。高原の湯さんは、Aランクですから、一番下のランクの34万円、桑の湯さんは、50人から100人の利用者ということで、Bランクで30万円ほどという内容でございます。もう1つ、それでいきますと、約12万円余、今回予算が増額になっておりますが、桑の湯さんで、ろ過器のポンプの取り替え工事を、今回、平成21年度でしたい。それにつきましては、県と市で2分の1ずつ、その施設改善費についても補助が出ます。その分を助成させていただいているという内容でございますので、今のところ、増額という内容でございますが、県のほうにはその意は伝えていきたいと思います。どちらかというと、全県的、市と県とのレベルで行っているというように御理解をいただければと思います。

古畑秀夫委員 同じ181ページの生ごみ処理機の関係ですが、購入費に対して補助がどのくらいかお聞かせ願いたいというのと、もう1つ、学校の給食で出た残渣は地肥化するということでやっているということですが、きのうも説明会が小曽部であって、聞いてみると、生ごみが燃えるごみの半分近くを占めているというようなことの中で、なんとか、堆肥化というようなことを考えているとすれば、この処理機もあまり、もし購入する方がいたとしても、堆肥化を考えているならあまり必要ないというか、そういうことがあるので、その辺を1点お聞きしたい。それだけです。お願いします。

生活環境課長 生ごみ処理機の関係でございますが、生ごみ処理機は2分の1を補助、3万円限度でございます。それとコンポスターと言いまして、バケツのようなものですが、これにつきましては、2分の1、5,000円限度でございます。この2種類を、今まで生ごみ処理機として補助してございます。それから、今のお話としては、生ごみの資源化ということでございます。今、小中学校は、木曽のほうの業者さんにお願いしまして、堆肥化ということで進めておるわけですが、私どもの考えでは、平成21年度は、生ごみの処理については、生ごみを資源化する時に、工程として、ネックと言いますが、考えておかなければいけないことが3つくらいあると思っています。お勝手での生ごみの分別、お勝手からステーションまで出していただく出し方、ステーションから業者が持って行く、持って行き方、その辺のところをことし1年見ながら研究させていただいて、来年度には、できればモデル地区を考えていきたいと考えております。

もう1つは、今、堆肥化のほうで考えておりますが、もう一つは松本市の業者でありますが、今度は堆肥ではなくて、 飼料化、飼料というのは、要は豚のえさとか、牛のえさとか。これは、集め方が違っておりまして、どちらかといいま すと、ストア、スーパー、コンビニのそのままの残渣、要は、商品期限が切れた状態のようなものは飼料になるという ことで、今、事業をやっております。これは、松本市さんの公益市場で出る残渣を飼料ということでやったということ で、塩尻市の中のスーパーさんも是非集めたいというようなことの話がございまして、今、その内容をチェックしてい るところでございます。そういう2種類 いろいろな処理方がありますので、それも含めながら、来年度研究していき たいと思いますので、よろしくお願いします。

今、言いましたごみを資源化するということで言った場合、生ごみ処理機はどうかということでございますが、ルートがバシッと決まればあれですが、ただ、生ごみ処理機の補助は、生ごみは、ごみ自体自分のところで処理できるような状態であれば、それは自分のところで処理していただければ、生ごみとしてそちらに出す時に、市の処理費の負担はその分減りますので。例えば、先ほど言いました資源化していくということなのですが、収集してきて、資源のルートに乗せる中間処理などは、少なからず市がお金を出して、処理を、責任を持ってやっていくということになります。生

ごみも同じですので、その分が減るだけでも、市の負担、あるいは処理費の軽減ということでは、考えられると思います。以上です。

古畑秀夫委員 違うものですが、185ページですが、地球環境保全事業の下から3番のところですが、後期環境基本計画策定委託料300万円という、これだけに限らないけれども、こういう計画の委託料の300万円というのは、あちこちで見るような気がするのだけれど、実際こういうものはこのように計画を立てて、やらなければいけないものなのか、素人だからわからないけれども、いくつあるか知らないけれど、足せばかなりになるし、あんなに厚いものは私もあまり見ないが、市民はほとんど見ないような状況の中で、実際に補助金をもらうために必要なのか、その業者なのか、天下りなのか知らないけれど、その人たちのためにみたいなものも半分ばかりありはしないかというような、少しいろいろあるような、その辺のところをお聞かせ願いたいのと、もう1つは、新エネルギーのところの補助金は、若干、昨年よりもふえていますけれど、これは先に言ったように、例えば、太陽光1万7,500円というところとかの補助金の額は変わらないということなのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

生活環境課長 まず先に、新工ネの、若干、ふえているというのがございますが、太陽光のうちの補助基準は変わっておりませんが、国庫補助が長期に出るということで、その数がふえるということで、その分を少し増額させていただいてあるのが予算内容でございます。それと、今、言いました環境基本計画、それから朝日衛生施設組合の関係のほうでごみ処理基本計画というのがございますが、環境基本計画は、環境基本法の中で、そういうものを作っていきなさいと、国、県レベルではございます。市町村レベルでは 努力になってございますが、国と県の環境基本計画に基づいて、市がそれについて計画をしっかり持っているのは、ある程度、法の内容に準じているものだというふうに理解しております。組合でいう、ごみ処理基本計画は 廃棄物処理法の中で、ごみ処理基本法を、市町村レベルで立てなさいというのが、法で決まっております。ただ、うちの場合には、ごみの処理の関係では、組合立でやっておりますので、組合のほうで基本的な両市村の内容を立てていただいた中で、塩尻市、一緒ですけれども、朝日村さんと全体のまとまるように塩尻市のごみ処理基本計画というような形にしていきたいと思っております。ごみの場合には、法で決められております。

古畑秀夫委員 これはいくつかあると思うので、申し訳ないけれど、どういうものが来年度基本計画なりであるのか、項目を全部出して、金額も出して、一覧にしてもらいたいと思いますが、それはすべてそういう区分になっているということですか。今、言われたような国の法律に基づいてというようなことなのか、どういうことなのか、聞かせてください。

副市長 法律でやりなさいというものもありますし、一応 計画行政ということですので、計画があって、それによって具体的な施策を出してというパターンでやっているものですから、確かに厚いものを作っても見ないと言われますけれど、そういうことで、概要版のようなものを作って、市民の皆さんにPRしたり、年度ごとに、ことしはこんなことをやっていきますよというものを説明したりするものですから、基本の一番もとになるものは、なるべく少なく印刷しようということで、今、やっておりますけれども、そういうことで、いろいろなところで、都市計画もそうですし、もとになる計画というものがあって、いろいろと事業を進めていくものですから、これは、いらない計画はないと思います。申し訳ございません。

総務部長 今回、今の古畑委員さんの御指摘のとおり、いろいろございます。従いまして、一覧で出させていただきますのでお願いします。

古畑秀夫委員 これはほとんど委託でどこかの企業なり、そういう所へ委託でやっているわけですか。 総務部長 委託でお願いしていますけれども、天下り先ではございませんのでお願いします。

鈴木明子委員 177ページですか、後期高齢者の保健対策事業に係わってですが、平成20年度に医療制度改革があって、健診の中身とかが変わったりとかということで、いろいろあったわけですが、このところの対象者の中で、受診の状況などは今年度のところは変化があったかどうか。

健康づくり課長 平成20年度は 一応 76歳以上の方は 5,953人おるわけですけれども、2,586人の方に受診していただいて、約43%の方が受診しています。平成19年度につきましては、それ以上の方が受診しております。というのは、75歳以上の方については、全員の方に個人、あるいは集団で受診していただくように通知はしてございますけれども、要介護である方についてとか、すでにお医者さんにかかって治療を受けている方については、こちらから強制ではなくて、任意でやっていただくというような形になりましたので、その分が若干減ってございます。

鈴木明子委員 この内容が非常に高齢者の方たちが、比較的治療中というのは、高血圧だとか、慢性的な生活習慣病みたいなところでの受診の人が多いということで、この検診自体もそういう内容なので、そこにすでにかかっている人は対象、特にいいよというふうになってしまったのが、今回、改正の中で問題と言われているところでもあるのですが、これから長期的に見ていって、治療中は任意ということで、検診というか、そういうものの連絡が、前ほど力を入れていないというか、そういうところには改めて連絡しないというようなことになってしまうと、やはり、病気は その1種類だけではないので、早期発見に対する取り組みというのは変わらずにやっていかなければいけないと思いますので、周知などについて、従来と、システムは変わってはいますけれども、検診があるということと、行ってはいけないのではないということと、そういうことをいろいろな機会を通じて、高齢者の方たちに知らせていただきたいし、家族の人たちを含めて聞いていただければよいわけですので、市民のいろいろな機会のところで、そういうことについて、徹底をしていっていただけたらと思うのですけれど、いかがでしょうか。

健康づくり課長 一応、平成19年度までについては、基本検診ということで、65歳以上の方全員の方に受診票を送らさせていただいています。今度は 生活習慣病の関係がありましたので、平成20年度については、75歳以上の方、これも、本市では全員の方に受診票を送らせていただいて、受けていただくようにさせていただきます。うちの市ではなく、違う市においては、希望者というようなところもありますけれど、うちは全員ということで、平成19年、平成20年、平成21年も、そのようにさせていただくということで考えてございます。以上です。

塩原政治委員 先ほど大気汚染のことを言っていましたけれど、183ページか185ページですか、この中で、例えば、河川・湖沼などは毎年検査しているのですけれど、状況としては好転しているのかどうか、お聞きしたい。

生活環境課長 状況としては 経年見れば、下水道普及のときから、ずっとではございますが、河川の場合には 改善されてきております。特に、渋川などは非常に良い例ですが、今は、大きな河川は環境基準が守られておりますが、安定していると。ただ、若干、変動が激しいのが、小河川は水量によって非常に変動が激しいので、濃度的には高い時期も若干あります。あと、みどり湖につきましては、環境基準のCODとかございます、そこのギリギリのところを行ったり来たりしているのが実情でございます。その辺で、今、いきますと、やはり監視自体は必要かなと思います、モニタリングも必要かなと。それも含めて、水量も測定しておりますので、水量が少なくなれば濃度が上がる。あるいは、水量がふえれば濃度がある程度下がってしまいます。その辺を押えるということで、水量も測っておりますので。傾向的には、今の数年の傾向でいけば、横ばいというところで考えております。

塩原政治委員 なぜそのようなことを聞いたかというと、確かに、みどり湖もいろいろなお金をかけて改善してきたという話は聞いているのですけれど、基本的にはこういう検査をして、若干でもおかしなところがあれば、何らかの、本来、手当をしていかないと、今は たまたま下水道がだいぶ普及してきたり、いろんな形の農集もできたり、いろんな形があるから、そういう面では若干減ってはいる。基本的にはまたもとに戻るから、本来は、検査をして、いろいろな考えられる、例えば、先ほどの大気汚染にしても、そういうものがあれば、どういう形で解決できるかという方向を考えてやっていくべきだと思いますので、ぜひその辺は念頭に置いてやっていただきたいと思います。

古畑秀夫委員 179ページですけれど、妊婦検診が5回から14回になるということですが、すでに妊娠している 方も含めて、4月からは無料化ということでよいということでしょうか。

健康づくり課長 5回から14回になるということなものですから、妊娠届けを出してあって、まだ出産されていない方につきましては、その週数によりまして、少ない部分、5回から14回にふえた部分を週数に応じまして、受診券をお送りしたいというように思っております。去年、平成19年から平成20年については、2回から5回にふえた時には、皆さんに来ていただいて、週数を確認してお渡ししたという経過がございますけれども、今回は、ルール的にこちらのほうから週数に応じまして配布ということで、郵送で配布していきたいということでございます。

古畑秀夫委員 ということは、そのようになるということですね。

副委員長 今の関連で、14回になったほうですが、国から補助金が来るのですが、補正予算で来年から来るかわかりませんが、これは1回になれば、あとはずっとこの制度を維持するということですか。

市民環境事業部長 中原已年男議員の御質問だったと思うのですけれども、私のほうでお答えさせていただいてありますが、国、県との見解もいろいろと示されているのですけれども、国のほうはことしから始まった事業なので、ことしの状況を見て、あるいは県のほうは、国のほうに要望していくとコメントがされているところですけれど、なかなか担当としてみれば、1回拡大したものは非常に下げるというのはむずしいかなということはあるのですが、財政状況等もありますので、国、県の状況を見ながら、また検討してまいりたいと考えております。

中原輝明委員 菜の花プロジェクトというのは、もう少し内容を説明してくれないですか。どことどこで、どのようなぐあいにやっているのですか。 187ページ。

生活環境課長 菜の花でございますが、私どもは、菜の花の場合には。

中原輝明委員 どこならどこと言えばいい。

生活環境課長 北小野と塩尻東地区。一部のものもございます。床尾地区。床尾地区がメインでございます。

中原輝明委員 それで結果はどうなっているのですか。

生活環境課長 結果は、去年の内容で言いますと、非常に不作でございました。

中原輝明委員 不作というのは聞きました。それで、私が言いたいのは、こういうことです。これも、みんなに通用するが、前年度の予算を見た説明会のものを書いてあるのだけれど、どの人も去年と同じような数字は言わない。去年は130ヘクタールとある。きょうは 倍です。そういうことが通用するかしないかということが疑問です、同じ数字で。予算が同じだから。去年が130ヘクタールと説明した、ここに書いてあります。ことしは300ヘクタールという。それでいて、同じ事業ができるのかということを、今、懸念するわけです。心配をするのです。いいのですか、それで。

生活環境課長 ありがとうございます。去年よりことしのほうが約3倍。実際に、ことしの予算で種を仕入れさせて

いただいたのが、300ヘクタールございますが、そのあとの収穫および乾燥、搾油にする予算は去年より落とさせていただいているのが実情ですが、ボランティアということでやっておりますので、なるべく私どもが支援できる範囲で、今、私どもが支援して、農地、菜の花の循環的なルートをやるということでございますので、面積的にはふえてはおりますが、予算的にはそのままということで今は進めていける状態でございます。

古畑秀夫委員 関連で、農林課のほうでも試験栽培委託料ということで、20万6,000円を盛ってあるけれど、これは同じ事業の中で、こちらは栽培かどうか、その辺の関係を説明していただきたいと思います。

生活環境課長 農林課のほうは、農政的な収穫等の内容をチェックするための委託料でございます。私どものほうは遊休荒廃農地、あるいは手の着かない農地、農地ばかりではございませんが、そういうところをボランティアの人たちで何かやっていこうという動きの中で、支援できるもの。例えば、菜の花の種とか、相当大きい面積になった場合には、それを機械で刈り取るというようなものも、できれば支援したい。でも、なるべくボランティアのグループの方たちの自主的な活動はやっていただきたいということで動いておりますので、農林課のその事業の場所等は異なるということです。

古畑秀夫委員 別事業になるということですね。

中原輝明委員 少し聞きたいが、水道事業と簡易水道事業3,000万円余を繰り出ししているが、この根拠というのは何かあるのですか。これはいつからやっているのですか。根拠はあるのか、ないのか。

財政課長 それぞれの会計で、一般会計等と同じように、予算を見積もりして精査をしていただきまして、そうした中で、財源をしっかりと確保していただくわけですけれども、なお、高止まりの分については、一般財源からの繰り出しで補てんをするといいますが、収支を合せるということでございまして、各要求の段階において各会計のほうで、しっかり精査をしていただいていますし、また、財政サイドにしても、その内容について精査をして、うまく繰出金を決めているということでございますのでよろしくお願いします。

中原輝明委員 何だか言葉でまたまるめたような気がするが、例えば、10億円に対して繰り出しを一般会計から、一般会計でも特別会計でもよいけれど、繰出金を水道と簡易水道へ10億円なら10億円をそれぞれの場所から割り振って出していると、こういうことですか。そうならそうでよいです。皆さんが、一般会計から繰り出しは、上水道 例えば、相対で10億円なら10億円で、その中のそれぞれの部署へ分けて出していると、こういういうことですね。根拠はなして。それが根拠ですね。

財政課長 先ほど精査をしていただいて、高止まり分ということを申し上げましたけれども、もう一つに繰出基準というものがございまして、こういったものについては、繰り出しをしなさいという決まったものがございますので、ある意味、そういう法的なものについては、基準のものについては基準どおり出さざるを得ない部分がございますし、それとあわせて、また不足する分もありますので、そういったことをあわせて、基準と言えば、その繰出基準に基づいて繰り出しをしているということです。

中原輝明委員 そうすると、財政で一番わかると思うが、上水道へ繰り出ししているのは、一般会計から繰り出しを どのくらいしているのですか。

財政課長 193ページにありますとおりの金額でございまして、水道事業会計へは3,682万1,000円でございます。

中原輝明委員 それを各、先の法律で決められた部署から繰り出していくということですね。部署だか、これによっ

て。よくわかったような、わからないような。わかりました。

古畑秀夫委員 177ページのAED使用料は、リースだということですが、これは何台分で、5年経てば、リースは終わりとか、その後はどうなっているのか。リース、また購入するということか。その辺を含めて。

健康づくり課長 AEDの使用料は、ここでは平成20年度に1台、今年度、平成21年度は4台。このリース料でございます。5台分です。5年経った時点ですけれど、再リース、使用が可能であれば、再リースという形になろうと思います。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、議案第14号平成21年度塩尻市一般会計予算について、市民環境事業部について終わりましたので、すべての総務部、協働企画部、市民環境事業部について、この議案について、予算の収支、一般会計予算についての質疑を終了します。それでは、この議案について討論を行います。

中原輝明委員 この一般会計の中で、副市長に聞きたい、経過の中で。たぶん福祉教育委員会に出たと思う。だれか出ていますか、理事者は。出ている人はいますか。

副市長 私ではないです。市長と収入役です。

中原**輝明委員** 聞きたいのは、論議された結果が、なぜあのようになったか、理由を説明してくれないですか。あの部分はこうだと、3対4だか、4対3だか、その結果を。

副市長 ここにいる者は出ておりませんので、議会のあれですから、大変申し訳ございませんけれど、事務局のほうでわかるかと思います。

中原輝明委員 わかったら、説明してください。経過だけ。

議会事務局長 福祉教育委員会の中で、歳出の部分がありまして、その部分につきまして質疑がありました。修正動議が出ました。その中で、修正動議が4人の方の名前で出されております。そこで、討論をいたしました。今、この経済状況の中とか、いろいろな部分を判断しまして、そこで採決をいたしました。結果的に賛成4票ということで、修正案ということで流れてきております。経過的には以上です。

中原輝明委員 修正案は、どういう話になったのですか。結果は。

議会事務局長 結果は、修正案の中で、今回の調査費を予備費へ回すという形で修正案が可決されております。

鈴木明子委員 採決の前に、私、修正案を出したいと思いますのでお願いします。

委員長 修正案という意見が出ましたので、午後1時まで。

副市長 すみません。委員会の進行を妨げるようなことをして大変申し訳ないと思いますけれど、今、中原委員の御質問で、福祉教育委員会の中で体育館の調査費について、少しこういうような時代背景の中でどうだというような御意見があって修正案で通ったということを聞いております。私はその場におらなかったものですから、あれですけれどももし、総務委員会のほうで、そういう御質問が出れば、私なりに予算づけの考え方等について、御説明申し上げたかったのですけれども、そういう機会が全くなかったものですから、もし、許されれば、私のほうから調査費を付けた思いを述べる時間をいただければ、ありがたいというぐあいに考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

副市長 御了承をいただきまして、ありがとうございました。今回、体育館の調査費500万円を付けさせていただ

きました。財源は、合併特例債470万円、その他一般財源で30万円ということで、500万円になると思います。 なぜ調査費をここで計上させていただいたかということにつきましては、平成18年の3月の議会であったと思います けれども、議会のほうで体育館建設についての市民の皆さんの署名と共に、請願が出されまして、そこで趣旨採択にな ったと思います。その趣旨採択の趣旨は、早期に、優先的に建設されたという言葉が少し問題ではないかという御意見 があって、確か趣旨採択されたと思います。そのような中で、建設に向けて議会でも体育協会の皆さんと一緒にいろい ろな論議を積まれてきたと思います。 私どもも、 そんなこともいただきながら、 以前から体育館が古いということの中 で、私どもも体育館について建設の方向でやったらどうかということで御論議をいただくために、いろいろな調査のデ ータ等を出してきたところでございます。しかし、そういう中において、なかなか、本当にこの場所で良いのかとか、 そういう面の調査がまだ私どもも不足だというぐあいに考えております。そういうような中で、大変なこういう景気の 状態がありますので、すぐに建設というのはたぶん無理だろうなと、これは誰が考えてもそうなろうかと思います。従 いまして、私どもも調査費を計上させていただいて、より建設の位置とか、私たちは、一応8,000平方メートル、 総括説明で申し上げましたけれども、8,200平方メートル以内ぐらいの規模が当市としては良いのかということで、 一応、考えておりますし、消防署の南の部分、これは中村議員の御質問等もありますけれど、以前から体育館はどうか ということで検討してきた位置でございまして、ここを第一の建設候補地ということで決めましてやっているわけでご ざいまして、まだ確定したわけではございません。だから、その第一の建設候補地が本当に立地の場所としてよろしい のかどうなのかという調査を、もう少し私どもとしてはやりたいということで、調査費を計上させていただきました。 2月の全員協議会の中で、いろいろな御意見をいただく中で、議会のほうでも委員会を作って論議していったらどうか というような温かい御意見をいただきましたので、またそういう委員会のほうでいろいろと御提案いただければ、この 調査費の中で、一緒に調査をやらさせていただいて、大変多額のものをつくるわけですので、本当にそれで良いのかど うなのかという点を十分論議をしていただきながら、市民の皆さんの御意見を聞いて、やっていくべきではないかとい う異議があって、予算化をお願いしたわけでございます。福祉教育委員会に私は出ておりませんので、よくわかりませ んけれども、お聞きする中では、いろいろな御懸念があるということでございまして、ごもっともだと思います。この ような経済情勢の中で、いかがなものかというのが第一の意見だと思いますけれども、私もそう思います。従って、し かし建設費ではございませんので、調査は進めさせてもらいたい。そこで、塩尻市は体育館などいらないという意見も あるかもしれませんし、あるいはつくるならここが一番良いのではないかという御意見もあると思いますが、その辺の 調整をするために、必要なデータは出すべきではないかと考えております。従いまして、この調査費を使わさせていた だきたいと、そのようなぐあい思っているところでございます。また、修正は、調査費はだめだという議員さんは、た ぶんそういうことはないと思いますけれど、この調査費を付けたことによって建設がされてしまうのではないかという 御懸念があると思います。しかし、調査費でさえ修正するというようなことが、議会ではできるわけでございますので、 ましてや建設費などは当然そのような権利を行使すればできるわけでございますので、私どもの考え方としては、当然 建設費の時にまた選択をして、この時代で良いのかどうなのか。来年とかそういうことではなくて、建設費を議会のほ うとも御相談いただきながら、建設費を計上した時にそういう選択をされてもよいのかなと、そのようなことを、大変 ぶしつけな、立場をわきまえない発言で大変申し訳ございませんけれど、その時点で選択をされても十分よいのではな いか。修正されるという方は、その辺の権限を十分御理解をいただいていると思いますので、あえて申し上げたわけで ございます。私どもはそんな思いがあって、この予算付けを、厳しい時でございますけれども、計上させていただきま

すので、よろしくお願いしたいと思います。委員会の貴重な時間をお借りしまして、大変申し訳ございません。ありが とうございました。

委員長 議長が委員会に出ていたと言うけれども、福祉教育委員なのでどうしましょう。

〔「話をすればいい」の声あり〕

議長 私は、常任委員会福祉教育委員会に出席しておりまして、今、副市長の言われたとおりでございまして、修正案が出ました。結果的には4対3ということで、修正案が可決されたわけでございますが、それぞれ今までのマスコミでも報道されたりして、皆さんも御承知だと思いますが、修正案については、今、お話のあったとおりでございます。そしてまた、修正案に賛成については、そういった異議の中では、今までやってきた中では、議論がしっかりしていないということで、これからもう少し議会で特別委員会を作って、これから議論をして、それから結果を出そうではないか。とりあえず、修正動議は反対ということで、4対3で決まったわけでございます。話が逆になってしまったけれど。そういうことで、4対3で、修正案が可決された経過でございます。また、経過としては、そのような経過で、きょうは私もここへ出席をさせていただきまして、今後の動向をまた見させていただきたいと思っております。そのようなところで、出席した委員会の報告をしておきたいと思います。

委員長 それでは、午後1時まで休会といたします。

午前11時55分 休憩

午後 0時58分 再開

委員長 少し早いのですが、皆さん、そろっていますので再開いたします。午前中の審査の中で修正案の提出がありましたので、本案に対しまして。

財政課長 その前に 1 点、午前中に古畑委員さんから御要望のありました平成 2 1 度各種計画の策定一覧について、お願いします。一般会計はじめ水道事業会計等含めましてお示ししてお渡ししてございますのでよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、修正案を配ってください。

本案に対しまして、鈴木明子議員ほか3人の委員から修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

鈴木明子委員 新体育館測量調査委託料に係りまして、歳入について見てきまして、歳入歳出の総額は変えずに、お示ししてあります表のとおり変更することを求めて修正案を提出させていただきました。休憩に入る前に、副市長からも表明がございましたけれども、この調査費については、新体育館、延べ床面積8,200平方メートルの体育館をつくるにあたって、消防署南の立地が適地かどうかを調査するということで盛られた予算ということでありまして、私はこれによって、体育館をつくらないとか、つくるとかということを決めるというものではありません。今、市民が必要としている施設の規模も含めて、この8,200平方メートルという体育館が必要かどうなのかというところから、やはり、議論をしなければいけないのではないかということで、今、その8,200平方メートルの体育館を建てるのに適地かどうかを調査するというのは、時期尚早ではないかということでこの修正案を出させていただきました。

委員長 それでは、質疑を行います。ただいまの修正案に対し、委員より質問はありますか。

永田公由委員 鈴木明子委員にお聞きをしたいのですが、昨日の歳入の審査の折りには、この合併特例債の事業債に対しまして、一言も、たぶん、質疑がなかったと思うのですけれど、きょう、こうして修正を出されたという理由はな

んでしょうか。

鈴木明子委員 それは、きょう、採決になるということで、説明については、市長の総括説明の中でもありましたし、一般質問の中でもお聞きをしていましたので、改めてお聞きはしませんでしたけれども、きょうは、採決ということになりますので修正案を出させていただきました。

永田公由委員 繰入金からの組み替えということになりますと、いわゆる、市の一般財源の負担が320万円ほどふえます。本来、歳入というものは、できるだけ国等の有利な起債を利用する中で、一般財源からの持ち出しというのは、特に基金からの繰り入れというものについては、なるべく少なくしていくのが予算編成の基本だと思いますけれども、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

鈴木明子委員 修正案にもお示ししてありますとおり予備費に繰り入れるわけで、その使い方については、使いようによっては、その都度決めていくことになると思いますので、それがどのような形で行使されるのかについては、その時の議論によって行われるべきであって、予備費に入れることをもって、それが使われるという、市の負担 一般財源からの負担がふえるということには必ずしも直結はしていないというふうに思います。

永田公由委員 それから、自治体の予算編成上で、基金からの繰入金を予備費に充当するということは、本来、考えられないことなのですよね。たぶん、過去においても、全国的に例がないような事例ではないかと思いますので、財政課の見解はどうかということで、少しお聞きしたいと思います。

財政課長 まず、そもそも財政調整基金の充当については、どういうことかということになろうかと思いますけれども、地財法第4条ですとか、あるいは市の基金条例においては、1つとしては、経済状況が著しい変動があって著しく財源が不足する場合が1つ。それと災害が生じまして、それに充当する場合。3つ目としましては、緊急な大規模な土木工事、あるいは建設事業の経費への充当。それと、購入するものが、長期の財源の育成のために役立つものについての購入ということもございますし、もう1つには、地方債の繰上償還への充当というようなことで、地財法には規定をされておりますし、基金条例についても、その他、必要やむを得ない部分というものはありますけれど、同様の内容で基金は取り崩すべきと、こういうふうにされていまして、まさに、平成21年度の当初予算におきましては、この景気の悪化は100年に1度と言われるような、まさに著しい経済状況の中で、市税が、また、4億3,000万円減額ということの中で、そういう著しい状況を踏まえて財政調整基金5億5,000万円を充当しましたので、まさにこの項目にあてはまる使い方をさせていただいているわけでありますけれども、そうした意味では、全体の一般財源として全体の不足分に充てているということでございますので、特別に予備費に、あえて財政調整基金を充当するということは通常では行わないということであります。

委員長 ほかにありませんか。

古田秀夫委員 きのう、中原輝明委員のほうから、もし、建てるにしても何年までということで、きのうの答弁だと、 平成25年、平成26年でという、建設するとしてもそれまでだということになると、実施設計が平成24年ということになれば、平成23年頃、測量調査なりの費用を充てても間に合うと思うのですが、特に、先ほどの副市長の話の中では、こんな不景気の状況だということを承知の上で、あえて平成21年度にこういう調査費を盛るということは、常識的に考えて少し問題ではないかと思うわけですけれども、その辺をもう一度、細かく説明してもらいたい。

副市長 私でよろしいですか。御質問でございますので、答弁させてもらいますけれども、確かに平成25年、平成26年ということで、そういう計画でやっていけないことはないのではないかと思います。ただ、お言葉ですけれども、

これは、本会議でもお答えしましたけれども、土地によっては事前に許認可手続が必要になりますので、その分は御配慮をいただきたいと思います。それから、この経済状況のときに非常識ではないかと言うのですけれど、体育館という、そういう大きな建物を建てていくときに、やはり、論議をすべきところはきちんといろいろなデータを示して論議をすべきではないかなというぐあいに考えます。決して、建設費ではございませんので、だから、そういう調査の資料を提出したいということで調査費を計上させていただいたわけでございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

古畑秀夫委員 もう1つ、財政調整基金が、本会議のときに、総務部長は2桁はないと心配だというお話をされたわけですが、これが、現実に進んで行く段階では、この10億円を切らずにいけるのかどうかという見通しについてお尋ねします。

総務部長 そのように2桁台を確保したいがために努力してまいりたいというふうに思っていますし、見通しでございますけれども、そういうふうに努力していきたいと思います。今、ここで、今の状況から何年が何十億円ということは言えませんけれども、方向としては、先ほど言ったような2桁を確保していきたいということでございます。

委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。なければ、次に討論を行います。まず、原案に賛成の方の発言を許します。

副委員長 私は、修正案に賛成の立場ですが、先ほど、副市長の言われていることもわかりますが、先ほどから言われている経済情勢が100年に1度というこの時期で、大変厳しい時期だとお互いに認識しているわけですが、今、塩 尻市内の企業が4月から一時帰休を大量にやるという情報が入っていますが、そういう中で、例え500万円という金を、この時期に使って調査をしなくても、先ほどから言われています平成24年からやっても間に合うのではないかという中で、今、500万円と簡単に言いますが、今、200万円以下の労働者が多い中で、大変、みんな危機感を持って生活しているわけですが、そういう中で、簡単に500万円というが、なかなかそういう中で500万円は大金だと思います。体育館建設研究委員会の中の提案の中にもありましたが、地区体育館の建設についても、地域スポーツの振興とか、健康増進を図る身近なスポーツ施設がほしいというような、併設してこの前の提言の中に入っていると思いますが、そういうことも、市民もそういうこと、協議が足らないのではないかと私は考えています。これは前から言っていますが、アンケートについても前回のアンケートの結果を持っていますが、新体育館の民意が割れるというような市民タイムズさんが分析しているわけですが、そういう中で、私は、今回の予算はアンケートなり、市民の意向を再度調査したり、そういうところから、たたき台を、まず、作るためにやるなら、私は望むわけですが、そういうことで、この間から言っていますが、地質調査なりをやるのでなくて、中央スポーツ公園の面積を確認するとか、駐車場の位置とか、そういうことをやって必要なデータを市民に示すというのですが、それは、まだ、少し早いのではないかということで、みんなで議論を深めたほうがいいのではないかと、市民の声を聞いて、そういう立場で私は思っていますので。

委員長 ほかにありませんか。

議長 今、委員長の質問に対しては、原案に反対、賛成のことですか。

委員長 質問が修正案についてだけで終わっているのですよね、今。原案に賛成という意見がないので、そうすると原案に対してということになると思うのです。原案に対して賛成という意見が、原案の答弁で終わったときは、修正案に対してということだというふうになっています。今は、修正案の提出者の答弁で終わっているものですから、その場合には、原案に賛成の方から答弁をするというふうに会議規則の中でなっているということですので。

永田公由委員 先に原案に賛成の人の討論ということだね。

委員長 質問は 今、修正案についてだけの質問だったでしょう、ということなので。討論ですから、修正案に賛成でも原案に賛成でも、どちらのほうでも討論をしていただいて、本会議と違いますので委員会の場合は一方でもかまいませんから、そういう形で。

中原輝明委員 決を採ればいいではないか。

塩原政治委員 自分も先ほど永田委員が言ったように思います。それと基本的に500万円を同じ形で生きるわけですよね、予備費で生きようが、本予算で生きようが。自分が、もし、こういう修正案を出すとしたら、要するに合併特例債の470万円をそっくり削って、残った30万円は予備費に回すという方法をとるのだけれど、こういう形では50万円ずつ残るのだから、今の原案とそう差はないのではないかと、そう思います。

委員長 ほかにありませんか。

それでは、ほかに意見がないようですので、議案第14号平成21年度塩尻市一般会計予算案に対する鈴木明子委員 ほか3人から提出された修正案について挙手により採決をいたします。本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

委員長 賛成多数ですので、従って、修正案は可決されました。

次に、ただいま、修正決議した部分を除いて原案について採決をいたします。修正の部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、修正議決をした部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

委員長 次に議案第15号平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。説明を 求めます。

市民課長 それでは、予算書の373ページ、予算説明資料の17、18ページになりますけれどもごらんをいただきたいと思います。

平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。歳入歳出予算とも59億9,630万円、前年予算対比96.9%をお願いするものでございます。予算編成基礎につきましては、資料にも書いてございますけれども、世帯数9,450世帯、前年対比70世帯の減、被保険者は1万7,400人で前年対比20人の増としてあります。これは、75歳到達者などの方は、後期高齢者への移行によりますし、また、失業等により扶養家族のある方々が個々に加入されてくるということの見込みで組んでございます。

それでは、説明させていただきますけれども、説明につきましては、制度改正に伴う事項だとか、前年度予算対比の 増減が大きな項目について御説明させていただきますのでお願いしたいと思います。

それでは歳出から御説明いたしますので、395、396ページをお願いしたいと思います。1款総務費の関係でございますけれども、説明欄のところで、白丸、国保事務諸経費でございます。その中の上から4番目の黒ポツ、レセプト再診査業務謝礼でございますけれども、これは、平成21年度に新たに設けた事業でございます。歯科のレセプト点検につきまして、専門医へ再審査を依頼する事業でございます。歯科のレセプトにつきましては、医科と違いまして、

1カ月単位での点検では成果が上がってこないということで、縦覧点検、3カ月くらいを目安に検討しながら見ていく ということで専門知識が必要なために専門医のほうへ再診査をお願いしていくものでございます。

下から黒ポツの6番目、レセプト点検業務委託料27万円ですけれども、前年対比55.4%ということで、33万5,000円減をしてございます。これにつきましては、平成20年の1月から3月の診療分につきましては、二チイのほうへ業務委託をしておりましたけれども、4月からは嘱託職員が点検を行っております。先ほど申し上げましたように歯科につきましては専門知識が必要でありますので、国保連で平成20年度から各市町村の要望を受けて受託をすることになりましたので、本市におきましても歯科の分だけ国保連のほうへ委託をしていきたいものでございます。

そのすぐ下でございますけれども、レセプト整理業務委託料31万1,000円ですが、前年対比97.5%でございます。これにつきましては、平成21年度からレセプトが電子化されますので、それに伴います審査が画面審査になってきますことによりまして、レセプトの整理業務は3月の終了分までをお願いすることによって予算減をしてあるものでございます。

一番下の黒ポツ、パソコン等使用料でございますが、先ほど申し上げましたようにレセプトの画面審査が開始されますので、それに伴うパソコンのリースをお願いするものでございますが、これにつきましては、従来のパソコンですと容量が不足しているために、画面審査するための容量の大きなものをお願いするものでございます。

次のページ、397、398につきましては、徴税費と運営協議会費でございますので、これは増減があまりございませんので説明を省略させていただきまして、399、400ページをお願いしたいと思います。2款保険給付費の関係でございますけれども、備考欄の関係になりますが、一般被保険者療養給付費につきましては、入院だとか外来、歯科、調剤等に要する医療給付費の保険者負担となるものでございます。予算が31億2,120万円、前年対比111%ということで、3億820万円の増額となっております。これにつきましては、国保の診療給付費の支払いにつきましては、診療月の翌月となりまして、3月分の診療分は翌月の4月に支払っております。そのために、平成20年の4月から退職者医療制度から一般被保険者へ移行された方々の3月分の療養給付費は、4月に退職者医療制度から支払われておりましたので、平成20年度は11カ月分の予算となっておりました。平成21年度からは、丸々12カ月分の支払いを行うために増額になってきているものでございます。以下、一般被保険者療養費だとか高額療養費についても同じ状況になりますのでお願いをしたいと思います。

その下、退職被保険者等療養給付費でございますけれども、4億2,060万円ですが、これは、前年対比53.9%、3億5,950万円の減となっております。これにつきましては、先ほど御説明しました逆でございまして、退職療養給付費が減額になってきておるものでございますのでお願いをいたしたいと思います。

その丸の1つ下、一般被保険者療養費でございますけれども、これにつきましては、柔道整復師だとか、装具、針、マッサージ等の療養給付費に充てているものでございますのでお願いします。

次に401、402ページをお願いしたいと思います。上から2つ目の丸ですけれども、一般被保険者高額医療・高額介護合算療養費3,200万円でございますけれども、これは、平成21年度、新たな事業で支払いが行われます。本会議でも中村議員さんのほうに御答弁をしてございますけれども、国保加入世帯で、介護保険受給者の方がいる場合につきましては、世帯の申請に基づきまして世帯単位で医療と介護の年間の自己負担額を合算して限度額を超えた分が支給されるということであります。年間ということになりますが、これは8月から7月末までの取りまとめになってきておりますので、制度の開始が平成20年4月1日からになりますので、平成21年度の支払いについては16カ月分

をお支払いするということで、通常12カ月分でございますけれども、平成21年度については、限度額が高くなっております。限度額につきましては、上位所得者、上位世帯ということで、これは、基礎控除を抜いて総所得が600万円以上の方ですけれども、これが、通常126万円、平成20年度は168万円、あと、一般所得世帯ということで、これは、住民税の課税世帯から600万円未満のところですけれども、通常が67万円、平成20年度は89万円、それから、あと、住民税の非課税世帯につきましては、一般が34万円で、平成21年度については45万円の限度額となっておりますので、先ほど言いましたように、この限度額を超えた分、国保に支払った分と介護に支払った分、案分いたしまして、被保険者のほうへお返しをするような形になっております。

その丸の下ですけれども、退職被保険者等高額医療・高額介護合算療養費430万円ですけれども、これも先ほど言いましたのと同じでございますけれども、退職被保険者の係る部分でございますのでお願いをしたいと思います。

4目の一番下になりますけれども、出産育児一時金でございますが4,560万円、前年対比108.6%の増でございます。これは、平成21年の1月から産科医療補償制度の改正に伴いまして、出産育児一時金が35万円から38万円に引き上げられた分についての増額となっておりますのでお願いをしたいと思います。

次に403、404ページをお願いしたいと思います。3款後期高齢者支援金でございますけれども、7億6,990万円、前年対比109.5%、6,680万円の増となっております。これは、先ほど一般被保険者療養給付費のところで御説明いたしましたけれども、療養給付費の支払いについては診療月の翌月ということになりますので、後期高齢者医療制度の支払いは、昨年は5月から支払っていたわけですので、その分、平成21年度は12カ月分丸々となるということで、増額となっているものでございますのでお願いしたいと思います。

4款前期高齢者納付金でございますけれども、一番下の段ですが242万円、これは国保の保険者として、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に係る財政調整基金を納付するものでございます。

次に405、406ページをお願いしたいと思います。5款老人保健拠出金でございますが、上から2つ目の丸になります。7,070万円でございます。前年対比35.0%、1億3,100万円の減となっておりますけれども、老人保健医療制度につきましては既に廃止されておりますけれども、平成19年度の概算拠出金に対する精算分としてお支払いをするものでございますのでお願いをしたいと思います。

その1つ飛んで、7款共同事業拠出金のところでございますけれども、一番下になります。高額医療費拠出金でございますけれども、これにつきましては、国保財政の緩和と安定化を図るため、それぞれの制度に対して拠出金を支出して、交付金として受け取るものでございますのでお願いをしたいと思います。

次407、408ページをお願いしたいと思います。8款の保健事業費につきましては、健康づくり課のほうで御説明いたします。

健康づくり課長 8款の保健事業費でございますけれども、特定健康診査等の事業費でございます。これにつきましては、国民健康保険に加入している人を対象にしまして糖尿病等の生活習慣病に着目しました特定健診でありますとか、特定保健指導を実施するものでございます。それによりまして、生活習慣の改善を図っていくというものでございまして、平成20年からはじまりまして、平成24年には65%の受診者にしろということでございます。本市の場合は、国で言われています40歳から74歳に加えまして、30歳から平成19年まで基本健診等をやっておりましたので、30歳からを対象にしまして診査を行ってございます。平成21年度につきましては、対象者のうち40%を目標にして、約5,000人の方に受診をしていただくように努力をしていきたいというものでございます。実際に平成20年

度につきましては、40歳から74歳までの受診率でございますけれども28%というような状況でございますし、特定健康指導につきましては151人というような実績でございます。そのような事業でございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

市民課長 続きまして409、410ページをお願いしたいと思います。2目の疾病予防費の関係ですけれども、一番上の白丸になります。人間ドック等補助事業でございます。595万円でございますけれども、前年対比136.8%ということで増額をお願いしてございますが、これは、市のホームページだとか、広報等でPRをつのりまして行ったところ、受給者が増加してきておりますので増額をしてあるものでございますのでお願いしたいと思います。

次、1ページ飛んでいただきまして、413、414ページ、諸支出金の繰出金のところをお願いしたいのですけれども、説明欄で白丸のところ直営診療施設勘定繰出金でございます。これにつきましては、楢川診療所に対する国保特別調整交付金を国保特会でやりまして診療所事業特別会計のほうへ繰り出すものでございますので、お願いをしたいと思います。

以上、歳出は終わらさせていただきまして、歳入、381、382ページをお願いしたいと思います。歳入1款国民健康保険税でございますけれども、まず、一般被保険者国民健康保険税12億9,895万8,000円でございます。 前年予算対比103.9%、4,919万3,000円の増になっております。

その下の退職被保険者等国民健康保険税は1億7,210万円、前年予算対比74.6% 5,860万円の減を見込んでいるわけでございますけれども、これにつきましては、平成20年4月から退職医療制度の改正によりまして、64歳から74歳未満の方は一般被保険者へ移行されたための増減でありますのでお願いしたいと思います。なお、一般・退職あわせまして940万7,000円の減額になっております。前年対比99.4%になっていますけれども、これは、平成20年の農業所得等の減収が予測されるためのものでございますのでお願いしたいと思います。

次に、383、384ページをお願いしたいと思います。3款の国庫支出金ですけれども、1目療養給付費等負担金 11億830万1,000円につきましては、歳出の一般被保険者療養費のところで御説明させていただきましたけれ ども、一般療養費の増額に伴いまして1億1,027万円、81%の増額となっておりますのでお願いをしたいと思い ます。

次に、385、386ページをお願いしたいと思います。4款療養給付費等交付金でございますけれども、4億2,090万1,000円であります。退職被保険者療養費に伴う交付金でありますので、前年対比53.6%、3億6,400万円の減額となっているものでございます。

その下、5款前期高齢者交付金でございますけれども、12億9,330万円は、これは前期高齢者医療に係る財政 調整を行うため、平成20年度に新たに創設された制度でありまして、私たち国保につきましては、前期高齢者の被保 険者が多いために多額な交付金を受けるような形になってきております。

その下、6款県支出金につきましては、国庫支出金と同様に前年度予算に比べて増額になっているものでございますのでお願いをしたいと思います。

387、388ページですけれども、8款繰入金でございます。1億9,969万円となっておりますけれども、前年度対比104.6%、874万円の増額となっております。この主なものにつきましては、先ほど一般会計のほうでも御説明いたしましたけれども、保険基盤安定繰入金等、法定内の繰り入れに基づいて行っていただいているものですのでお願いをしたいと思います。

次に、389、390ページをお願いしたいと思いますが、それの諸収入で、次に391、392ページの雑入をお願いしたいと思います。雑入の中の1目と2目、第三者納付金がございますけれども、これは、交通事故等で保険診療をした場合につきまして、保険者が本人に代わって請求権の委任を受けまして保険会社のほうへ請求を行うものでありまして、国保連に委託をしている納付金でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせてもらいますが、債務負担行為につきまして377ページをお開きいただきたいと思います。前後して申し訳ありません。債務負担行為につきましては、先ほど総務費のところで御説明いたしましたけれども、レセプト点検に伴いますパソコンの借り上げを行うものでありまして、限度額と期限を設定しているものでございますのでお願いをしたいと思います。以上で終わらせていただきます。

委員長 質疑を行います。何かありませんか。

古畑秀夫委員 402ページですが、ここの新しくできた医療と介護の合算うんぬんというのは、これは、本人が領収書が何か用意しておいて請求しなければいけないものなのか、そちらでみんな自動的にやってくれるものかお聞きしたいと思います。

市民課長 まず介護保険のほうから支払証明書をいただいて、今度は保険者のほうへ申請を出していただく制度になります。ですので、該当する方が申請をしていただかないと該当になりません。非常に、これはむずかしくて、制度自体、例えば、国保と介護だけでしたら、今、私たちは、中村議員さんのときもお話をしましたけれども、国保連のほうへ、それをなんとか通知が出るような形で、ソフトと言いますか、そういうシステムが組めないかということでお願いしているところでございます。なぜ、国保連へということになりますけれど、それは、介護と国保は、国保連で取り扱いをしているものですから、両方の情報が一カ所にまとまっているものですから、該当者には御通知が差し上げられるソフトが組めれば可能性があるかと思います。ただ、これは、保険者と介護保険という形になりますので、保険者には、例えば、社会保険だとか、共済組合だとかありますし、世帯単位ですので、世帯主が国保に入っていて、息子が社会保険に入っている場合もあります。年を取った方が、介護保険を適用している場合もありますので、そのすべてを合算した金額が、先ほど言いました上限額を超えた場合は支給対象となってくるものですから。すいません、係長のほうから説明します。

国保年金係長 説明させていただきます。まず、申請書につきましては、交付と同じように、本人に御通知をするように予定をしております。世帯につきましては、具体的な例を申し上げますと、子どもが世帯主で社会保険、父親が国保、母親が後期という、同じ3人の中で制度が違う方がいらっしゃいます。社会保険、国保 後期。例えば、まん中のお母さんが国保の加入で、介護保険と医療を払っていますと、この介護保険は、息子さんの社会保険と後期は合算ができませんので、今の制度ではその世帯の中の合算というのですけれども、この国保だけのものでみていきます。例えば、下のほうの後期高齢の方が介護保険がありますと、そこで合算していきますので、社会保険、後期、国保とありましても、それは世帯では合算できませんので。例えば、将来的に国保と社会保険が一元化になってくれば可能なのですけれども、これはできませんので、この辺が少し複雑だということで9月15日に広報で特集を組みまして、申請書の方法とか、今、申し上げた世帯合算の方法について詳しく御案内申し上げたいと考えております。なお、今回できました制度につきましては、この3月15日に国保と後期の加入者の皆さんに後期高齢の変更の手続をする中で、この制度のお知らせをしてございますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

古畑秀夫委員 よくわからないが、いずれにしても、今の時点ではできないから自分でやれということですね。

国保年金係長 課長の申したとおり、今、国保連でシステムを作っておりまして、中村議員さんからも質問をいただきまして、自分が後期、介護合算で該当しているかどうかわかりませんので、できましたら、今、高額医療費を2カ月後に対象世帯にお送りしておりますので、うちのほうから国保の加入者と後期高齢の加入者については、個別に戻る金額を御通知申し上げて、9月以降申請がはじまりますので、今、国保連と調整をしておりますので、できるだけわかりやすいような方法を考えております。

古畑秀夫委員 結局、例えば、一般でいうと67万円超えた部分が、全額、戻るという形でいいですか。

国保年金係長 おっしゃるとおりです。この限度額、例えば、国保の加入者、被用者保険でも、今、課長が申し上げた67万円というような所得の階層がありますので、一般の世帯、例えば、月によって高額で該当にならない部分がありますので、自己負担分をすべて足していただいて、その世帯の中で、例えば、医療があって、最低、介護サービス50以上ありますと該当になりますので、例えば、それを合算して67万円の、例えば、77万円になりますと10万円支給になりますので、その10万円を医療保険と介護の支払いの案分に応じて、私どもは医療のほうから払って、介護のほうからその案分で払うということで、そういう制度でございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

永田公由委員 390ページのその他一般会計繰入金、これは、どういう主旨なのですか。

市民課長 それにつきましては、健康増進事業と特定健診事業について繰り入れているものでございます。

永田公由委員 失業者が結構出てきている中で、社会保険から国保のほうへの切り替えというのは、市内では、結構、 ありますか。

市民課長 昨年の増加の件数からいきますと、国保は、失業に伴うというと統計を取っていないのですけれども、年金のほうから見まして、1号の方々ですけれども、8月頃から11月頃までだいたい100人くらいでした。それが12月頃からふえてきまして、135人から、1月は184人とかということになって、その方々が、失業に伴って国民健康保険のほうへ加入してきます。今月も10日までの集計になりますけれども、69人、約70人くらいの方々が該当になっていますので、3割から4割程度はふえてきています。

永田公由委員 そのまま、ある程度ふえ続けていった場合に、国保自体の運営は、また一般会計から繰り入れなければいけないというような事態というのは想定できますか。

市民課長 平成20年度の予算におきましては、約、繰越金は3億8,000万円くらいだったのですけれども、平成21年度のこの予算では、繰越金は2億5,000万円くらい繰り越しが出てきたわけです。国の制度改正等によりまして、本来でしたら、平成20年度くらいに改正をするという形で、3年間の健全化計画を立ててきたわけですけれども、それが制度改正等にもなって、平成21年度分もまだ予算がふえそうだという形で、今年度はそのような形で出させていただきました。その点につきましては、制度改正の方向性が全然見えなかったものですから、平成20年度では、その方向性が見えた以後に、平成21年度以降に検討していきたいということでやってきたわけですけれども、現在の増加に伴ってどんな形になるかということでございますけれども、見方とすれば平成21年度は、現在の予算が組めて、こういう形でいけるのではないかなと見ておりまして、ただ、流行性感冒、インフルエンザ等の流行を伴いますと給付金が増額してきてしまうものですから、そうなってきますとむずかしい面もありますので、また、そうなった場合については、いろいろと御相談させていただきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

古畑秀夫委員 408ページですけれど、いわゆる特定健診ですからメタボ健診というかあれだと思うのですが、何か、目標にかなり届かないというか、あれだと思うのですが、なんらかの手を打っていかないと5年後にいろいろあれですよね。ペナルティというか、そういうものを科せられるということがあると思うのですけれども、どのような形で健診増をしていく手だてというか、考えていることがありましたら。

健康づくり課長 初年度は28%という状況で、目標は35%にしていましたので少ない状況でした。制度の開始の年で運営だとか、そういうようなものもむずかしいというような段階でしたけれども、来年度からは、この前の本会議の折りに中原議員さんにお答えしたように、受診率の向上対策ということで考えておりまして、保健福祉センターで行います集団健診のときには、託児も今年はやっていたのですけれども、それも回数をふやしたり、夜間健診と言いますか、午後6時か午後7時頃までの健診を取り入れていくとか、期間を延長してというようなことで、なるべく自分の都合のいいときに受けていただくというようなことを考えておりますし、勧奨につきましても、いろいろ、電話でお願いしたりとか、はがきでお願いしたりとか、いろいろな手だてを加えてやっていきたいと思います。それで平成24年には65%を目標にしていますので、65%が達成できないような場合は、ペナルティなんかもあるということですので、そのようなことで、受診率向上に努めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いにたします。

古畑秀夫委員 もう1つ、次のページの410ページ、人間ドックの補助金というのは、国保からいくら、1人当たり出ているかお聞きしたいのですが。

市民課長 日帰りドックにつきましては1万6,000円、1泊2日ドックにつきましては2万円、脳ドックにつきましては1万円ということになっております。同時に1泊と脳ドックをあわせた場合ということも支払いの対象にしてありますのでお願いしたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、議案第15号平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

委員長 異議なしと認めます。全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第17号 平成21年度塩尻市老人保健事業特別会計予算

委員長 続きまして、議案第17号平成21年度塩尻市老人保健事業特別会計予算についてを議題といたします。説明をお願いします。

市民課長 予算書428ページ、予算説明資料19ページをお願いしたいと思います。平成21年度塩尻市老人保健事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。歳入歳出予算とも366万円で、前年対比0.7%をお願いするものでございます。この予算は平成20年4月から老人保健制度が廃止され、後期高齢者医療制度に移行したことにより、平成20年3月分以前の月遅れの請求分を処理するための予算でございますのでお願いしたいと思います。そういう形でございますので、歳入歳出とも大幅な減額となっておりますのでお願いをしたいと思います。

歳出からお願いします。438、439ページをお願いしたいと思います。1款医療諸費でございますけれども、備 考欄、老人医療給付費300万円でありますが、入院だとか外来、歯科、調剤等に要する給付費でございます。

その下の老人医療支給費10万円につきましては、柔道整復費、コルセット等の装具費に要する費用でございます。

あと審査支払費だとか、高額医療費につきましても、先ほど申したように大幅に減額になっていますのでお願いした いと思います。

歳入についてお願いしたいと思いますが、434、435ページをお願いしたいと思います。歳入でございます。1 款支払基金交付金、1目医療費交付金179万7,000円であります。これは、社会保険だとか、共済組合の各保険 者が基金を設置して交付を行って老人医療給付費として支払っていただいているものでございます。

その下、2款国庫支出金、その下の3款県支出金、その下の4款繰入金につきましても、医療給付費の公費負担5割分を納入いただいているものでございます。負担割合につきましては国が12分の4、県と市がそれぞれ12分の1となっているものでございますのでお願いをしたいと思います。以上で、老人保健事業特別会計予算について説明を終わらせていただきます。

委員長 質疑を行います。何か質問はありませんか。

永田公由委員 これは、今年で終わりですか。

市民課長 もう1年、平成22年度までです。

委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、議案第17号平成21年度塩尻市老人保健事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第22号 平成21年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計予算

委員長 議案第22号平成21年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計予算を議題といたします。

健康づくり課長 平成21年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計予算を説明させていただきます。歳入歳出予算でございますけれども、歳入歳出それぞれ9,793万8,000円とするものでございます。

では、歳出から説明させていただきます。541ページをお願いします。541ページ、総務費でございますけれども、この科目につきましては楢川診療所の管理運営に係る経費でございますのでよろしくお願いします。特に変わったところは、下から2行目に備品購入費がありますけれども、カルテを入れるボックスを2台お願いするということで、31万5,000円だけが去年と違ってございます。あとは、普通計上でございます。

次に、543、544ページをお願いします。ここでは医業事業費でございますけれども、診療所に係る経費でございまして、医師、看護師等の人件費、それから医薬材料費等、診療に必要な経費をお願いしてございます。特に人件費の中では、医者が常勤の医者でございましたけれども、今年の3月退職ということでございますけれども、来年4月以降は、嘱託の医師として勤めていただけるということの中での経費でございます。

医業事業事務費でございますが、消耗品437万円がございますけれども、これにつきましては、医療に必要な包帯 だとか、脱脂綿だとかというようなものの経費でございます。

医薬材料費につきましては、薬等の経費でございます。

一般業務委託料でございますけれども、これにつきましては、臨床検査に要する経費だとか、C T の装置の修繕管理 委託、そのようなものが主なものでございます。 次に、545、546ページをお願いします。ここでは、公債費をお願いしてございますけれども、診療所でありますと機械を買ったときの経費でございまして、7件分の返済で1,791万1,000円ということでございまして、それを返すと平成21年度末では、8,239万5,000円がまだ残るという状況です。

その下は、利子でございますのでお願いします。

歳入のほうをお願いします。535、536ページでございます。ここでは、診療収入、外来の収入でございますけれども、ここでは、1日平均患者数を52人くらいを想定して収入を見込んでございます。国民健康保険診療報酬の収入、社会保険、それから後期高齢者の収入、一部負担金については、窓口で支払われるお金でございます。その他の診療報酬等については、交通事故、労災、インフルエンザの予防接種等の収入でございます。

その他の収入でございますけれども、健康診断とか胃の検査だとか、そのようなものの収入でございます。

次に、537、538ページをお願いします。ここでは、3款の繰入金でございますけれども、一般会計からの繰入金1,641万2,000円をお願いしてございます。これについては、支出と歳入との、診療報酬との差額を一般会計から補ってもらうものでございまして、過疎債を1,400万円ほど返す形になっていますので、それの7割くらいが約1,000万円くらい。診療所で交付税でもらえるのが700万円くらいでございますので、1,700万円くらいが交付税で算定される数字ということでございます。

あとは、国民健康保険の特別会計の繰入金。大きな備品等を買ったときにへき地診療ということで交付されるもので ございます。それが80万円を見込んでございます。

あとは、繰越金、雑入等でございます。以上でございます。よろしくお願いします。

委員長 質疑を行います。何か質問ございますか。よろしいですか。

それでは、議案第22号平成21年度塩尻市国民健康保険楢川診療所事業特別会計予算について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第22号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時11分 再開

委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第23号 平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

委員長 次に議案第23号平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 予算書553ページ、説明資料19ページをお願いいたします。それでは、説明させていただきます。歳 入歳出予算とも5億3,149万をお願いするものでございますけれども、この特別会計につきましては、後期高齢者 医療制度の保険料の徴収事務だとか、窓口事務の処理委託のものでございますのでお願いしたいと思います。算出基礎 につきましては、被保険者75歳以上の後期高齢者と65歳以上の一定の障害のある方8,316人を見込んでおりま す。

それでは、歳出からお願いしたいと思います。563、564ページをお願いしたいと思います。1款終務費でございますけれども、説明欄の後期高齢者医療事務諸経費の中の黒ポツ、上から4つ目特別旅費の関係ですが、91万2,000円でございます。これは平成21年度、広域連合への派遣職員の1人分の特別旅費でございますのでお願いしたいと思います。

2目の徴収費の関係ですけれど、その下、保険料徴収事務諸経費の関係でありますが、一番下の黒ポツ、特別徴収経 由機関業務負担金4万9,000円でございますけれども、これにつきましては、保険料の特別徴収を行うのに国保連 だとか国保中央会を経由して、社会保険等、年金の保険者のほうへ依頼をするための負担金でありますのでお願いをし たいと思います。

次に2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これにつきましては、5億2,404万1,000円でございます。これは、市で徴収した保険料と低所得者に対する保険料の軽減相当額を一般会計から繰り入れていただいたものをあわせて広域連合のほうへ納付するものでありますのでお願いしたいと思います。

次、565、566ページをお願いしたいと思います。3款諸支出金の関係でございます。説明欄の保険料還付金30万円とその下の保険料還付加算金につきましては、制度が平成20年度から開始されたものですから、平成21年度新たにこの科目を設定して事務を行うものでありますのでお願いをしたいと思います。

それでは、歳入をお願いしたいと思いますが、559、560ページをお願いしたいと思います。1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料につきましては、3億860万円、前年対比75.5%、1億円の減となっています。後期高齢者保険料は、基本的には、公的年金からの天引きということになっておりますけれども、平成20年度に制度改正を行って、被保険者の希望によります普通徴収の切りかえで口座振替ができるような形になったものですから、特別徴収による保険料の減額がされてきているものでございますし、2目の普通徴収保険料1億3,100万円、これは前年対比183.7%、5,970万円の増となっておりますけれども、先ほど御説明しました逆でございます。特別徴収から普通徴収へ移行された方々の増に伴いまして増額になっているものでございます。保険料の総額は4,030万円の減額となっております。これにつきましては、この平成20年度の制度を見直す中で、低所得者に対する保険料の軽減策等が図られたことも原因のひとつとなっておりますのでお願いします。

3款繰入金、2目保険基盤安定繰入金8,480万円につきましては、これは、低所得者に対する7割、5割、2割の軽減分に対して公費負担を行うものでございまして、負担割合が、県が4分の3、市が4分の1となっておりますのでお願いします。

次のページ、561、562ページをお願いします。4款諸収入の関係ですけれども、2項償還金及び還付加算金でありますが、これは、長野県後期高齢者医療広域連合から支払いが行われまして、市を通して被保険者、該当者の方へ支払いを行うものでありますのでお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 質疑を行います。何かありませんか。

鈴木明子委員 5 6 1 ページの償還金のことなのですけれど、どういう状況のときに発生するものですか。償還金です。今年度から予算に盛ってきているのですけれど、歳入で言えば 5 6 6 ページにあるし。

市民課長 県の還付金のことでよろしいでしょうか。

鈴木明子委員 還付金ですか。ごめんなさい。

市民課長 特別徴収で年金からの差っ引きにつきましては、年1回の割で支払いをいただいているのですけれど、その間に、例えば、不幸があって亡くなってしまった場合、先に支払ってありますし、あとは、県外の異動だとかということによって、先に支払いをいただいている分があるものですから、そのようなところの分があります。

委員長 ほかに。

それではないようですので、議案第23号平成21年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般、歳出2款総務費(1項総務管理費6 目企画費及び14目人権推進費を除く) 3款民生費中1項社会福祉費8目老人医療事務費及び10目 後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費中合併処理浄化槽設置事業及び 2項清掃費1目し尿処理費を除く) 9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条地方債の 補正

委員長 次に議案第28号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。説明を求めます。 市民課長 補正予算書、42、43ページをお開きください。2款総務費の3目戸籍住民基本台帳費でございますけれども、説明欄の白丸の下、黒ボツの電算機器使用料228万円の補正増をお願いするものでございます。これにつきましては、外国人登録システムの中途解約によります解約金としてお願いするものでございますけれども、外国人登録システムにつきましては、平成18年5月1日から平成23年4月30日までの5年間、債務負担行為をお願いして、株式会社テレコム・ユーと契約して使用しておりましたけれども、今年度、住基システムの入れ替えを行いまして、それを富士ゼロックスシステムサービス株式会社で行ったわけですけれども、その会社に外国人登録システムがございまして、今回同時導入することによって、外国人登録システムの導入費がかからずに導入することができるということで決定したとなってきたものですから、それで、テレコム・ユーの契約を双方協議の上、解除をして、富士ゼロックスシステムサービスのほうへお願いをするものでございます。この外国人登録システムは、今の住民記録システムと連動がされるということでありまして、今、使っているテレコム・ユーのシステムよりも使用がしやすいという形でありますので、テレコム・ユーを解約して新外国人登録システムを導入予定としております。

民生費、46、47ページをお願いします。3款民生費の8目老人医療事務費でございますけれども、説明欄 上から2つ目老人医療事務諸経費でございます。これは、保険者別医療費通知事務手数料と電算化共同処理委託料をお願いするものですけれども、共に国保連へ委託して処理しているものでございますが、決算見込みによる補正ということでお願いしたいと思います。

10目後期高齢者医療費運営費でございますけれども、上の白丸後期高齢者医療広域連合負担金196万6,000円の補正減と下の後期高齢者医療事業特別会計繰出金1,087万8,000円の補正増をさせていただくものでございますけれども、共に広域連合の指示によりまして、事業費の確定によるものでございますのでお願いをしたいと思います。

委員長 衛生費もやってしまってください。

健康づくり課長 48、49ページをお願いします。下のほうですけれども、保健衛生総務費、保健衛生事務諸経費でございますけれども、負担金でございますけれども、事業確定による数字の確定によるものでございます。

その下の両小野国保病院組合の繰出金3,900万円でございますけれども、委員会協議会、全協等でも御心配していただいて説明させていただいたわけでございますけれども、平成20年12月末で6,992万1,000円の赤字、前年6,560万8,000円ということで6.6%赤字がふえているというような状況の中で、それを試算しますと7,800万円、12月の時点では赤字が見込まれる。その2分の1につきまして、市から負担をお願いしたいというものでございます。1月末の現在の数字が最近出ましたが、これによりますと、また、赤字幅が少しふえてまいりまして、6.6%の赤字から7.9%くらいの赤字になっているというような状況でございます。外来の患者につきましても、1日平均で62人くらいいたのが46人まで落ちてしまっているというような状況でございます。平成21年度からにつきましては、新年度予算でも説明しましたように、医師1人、12床のベッドで対応していきたいということで説明をさせていただきたいというように思っていますのでよろしくお願いいたします。

次に50、51ページをお願いします。予防対策事務諸経費でございますけれども、個別接種医師委託料106万3,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、高齢者のインフルエンザの予防接種でございますけれども、平成20年度から塩尻市だけでなくて、例えば、松本市とかそういうところでも予防接種が受けられるというように相互乗り入れを実施したことによりまして、538人くらいの方が相互乗り入れ、市外で受けております。実績的には、平成19年9,510人の接種率でございましたけれど、1万420人ということで、67%、約3人に2人の方が接種を受けるというようなことで増額をお願いするものでございます。

その下の結核健康診断委託料につきましては、事業確定によりまして、単価等が減ったために減額されるものでございます。

その下の保健対策事業委託料でございますけれども、がん検診等の委託でございますけれども、主に、女性の方の子宮頚部検診であるとか、乳房検診等がだいぶふえたために870万7,000円をお願いするものでございます。

その下の歯科検診委託料につきましては、事業確定によるものでございます。

後期高齢者健診委託料につきましては、これも事業確定によるものでございますけれど、先ほど平成21年度予算のときにも質問にお答えしましたけれども、平成20年からについては、治療中の方については必ずしも受けなくてもよい、また、かかりつけ医の医療を受けている人たちは、それによってやればよいというようなことでやらさせてもらいましたけれども、それが若干減ってきているというようなことでございますのでよろしくお願いします。以上です。

生活環境課長 5目の環境衛生費をお願いしたいと思います。環境衛生費は、財源内訳の歳入の充当の違いでございます。

6目の環境保全費をお願いしたいと思います。自然環境保全事業の里山等保全整備事業の補助金でございますが、木 曽平沢地区の計画ということで御説明申し上げましたが、事業計画の変更、あるいは、地権者の御理解等によりまして 調整がつかなかったために、今回、減額させていただきます。

次に、環境ISO等認証取得事業補助金でございます。1件、ISO14001の補助金50万円で、本年度は確定いたしましたので減額をさせていただきます。

菜の花プロジェクト推進事業につきましては、平成21年度予算で御説明しましたように不作等のための使用しなかった減額費用でございます。

次のページをお願いしたいと思います。7目の斎場費は、使用料の収入の充当でございます。

8目の霊園費でございますが、永代使用料還付金、これは、15年以内の使用の方が聖地を返される場合には、その時の2分の1、16年から30年までの間に返される方が3分の1、30年以上が4分の1をお返しするというものでございまして、一応、その時の値段ですので変動がありますが、3件分、予算が足りるということで30万5,000円の補正増をお願いするものでございます。なお、東山霊園は、今回、残基数が40基でございます。

次、清掃費をお願いいたします。2目のごみ処理費をお願いしたいと思います。塩尻・朝日衛生施設組合の負担金でございます。平成20年度の負担金で、平成19年度決算の実質繰越額を計上させていただき、負担額の調整と言いますか、負担額の決算をさせていただき減額をするものでございます。平成19年度の実質総繰越額が6,728万8,000円でございます。それを計上させていただき、当初は500万円、それから12月に補正をいただきまして、1,038万5,000円ということで繰越額を計上させていただきました。なお、塩尻市、朝日村、両組合のあれで、緊急的に繰越額の約5,000万円を緊急的な営繕修繕等のためにということでなっておりますが、その関係の繰越額を載せていただきました。最終的に申し上げますと、塩尻市の負担額が、そこにございます2,216万6,000円、朝日村さんが151万4,000円、負担割合でございます。95.45%が塩尻市、4.55%が朝日村、総予算8億52万1,000円によります負担額の減額でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

その下の簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、事業確定によるもので50万8,000円の減額ということでございます。以上です。

委員長 質疑を行います。何かありませんか。

鈴木明子委員 今の霊園費のところで、還付金が足りなくなってふやすということだと思うのですけれど、ということはお墓を返す人がたくさんいるということですか。

生活環境課長 予算上でいきますと約8基のものでしたが、今年は、11基返ってきます。例年ですと、だいたい6基、7基、8基くらいは、PRしたときの一番最初に、この永代使用料のことをやって30年までのときに消えますよという、そのPRしたときは非常に多かったのですが、それを一たん過ぎまして、だいたい5基から10基の間できておりましたので、今回11基ということで、予定より返ってくる基数が多かったということでございます。

委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、議案第28号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第28号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第29号 平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

委員長 次に、議案第29号平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。説明を求めます。

市民課長 補正予算資料をお願いしたいと思いますけれども、1ページでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,751万4,000円を減額して、歳入歳出予算総額をそれぞれ62億743万2,000円とするものでございますのでお願いしたいと思います。

それでは歳出からお願いしたいと思いますが、9、10ページをお願いしたいと思います。2款保険給付費でございますけれども、説明欄でお願いしたいと思います。一番上の白丸、一般被保険者療養給付費、診療報酬保険者負担金3億1,530万円の増額でございます。これにつきましては、平成21年度の特会のところでも御説明いたしましたけれど、退職者医療制度の改正によりまして、65歳から74歳までの方が一般被保険者のほうへ移り変わったものですから増額をさせていただくものでございますのでお願いをしたいと思います。

その下、退職被保険者等療養給付費が、今度、3億1,530万円の減額となっておりますけれど、これにつきましても同様のことでございますのでお願いをしたいと思います。

なお、その下の一般被保険者高額療養費だとか、退職被保険者等高額療養費についても、療養給付費と同様でござい ますので、増減をさせていただきますのでお願いしたいと思います。

3款後期高齢者支援金でございますけれども、下から2つ目の丸になります。後期高齢者支援金202万4,000 円の減でございます。

その下の後期高齢者関係事務費拠出金でございますけれども、これは17万円でありますが、平成20年度の支援金等の確定に伴います減額を行うものですのでよろしくお願いをしたいと思います。

1 1、1 2ページをお願いしたいと思います。4款前期高齢者納付金につきましては、歳入補正による財源内訳の補正でございますのでお願いしたいと思います。

5款老人保健拠出金、その下の6款介護納付金につきましては、それぞれ拠出金が確定しておりましたので減額を行うものでありますのでお願いしたいと思います。

8款保健事業費ですけれども、説明欄、人間ドック等補助事業、100万円の増をお願いするものでございますが、 PR等によりまして市民の方々が健康に対する危惧が高まってきておりまして、受診者の増加に伴い補正をお願いする ものでございます。

次、13、14ページをお願いしたいと思いますが、11款予備費でございます。補正額8,324万9,000円 の減をいたしまして、補正後の予備費1億5,298万7,000円とするものでございます。

次に歳入をお願いしたいと思います。 7、8ページをお願いします。3款国庫支出金でございますけれども、歳出でも御説明いたしましたが、一般被保険者療養給付費などの増額に伴います負担金の増だとか、後期高齢者の支援金などの負担金の確定によるものでございますのでお願いをしたいと思います。

その下の4款療養給付費等交付金は、退職者被保険者等療養給付費の減額に伴います交付金の減額を行うものでございます。

その下の5款前期高齢者交付金につきましては、確定に伴う補正でございます。

6款県支出金につきましては、3款国庫支出金と同様、療養給付費等の増額に伴いまして交付金額の増額をお願いするものでございますのでお願いをしたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 質疑を行います。何か質問はございますか。ありませんか。

ないようですので、議案第29号平成20年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原

案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第33号 平成20年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 次に、議案第33号平成20年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 それでは資料をお願いしたいと思います。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,087万8,00円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,237万8,000円とするものでございますのでお願いをしたいと思います。

歳出から御説明いたします。9、10ページをお願いしたいと思います。2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、説明欄の黒ポツ、保険基盤安定納付金、これは保険料等の軽減によるものでございますけれども、1,087万円の増をお願いするものでございます。これは、広域連合の指示によりまして、納付額の確定に伴う増額補正を行うものでございます。増額の主な理由でございますけれども、後期高齢者が平成20年度から運用が開始されまして、被保険者、被用者保険の扶養者につきましては、当初予算では見積もれない部分があったものですから、今回、その部分の補正をお願いするものでございますのでお願いしたいと思います。

次に歳入の7、8ページをお願いしたいと思います。3款繰入金でございますけれども、説明欄、保険基盤安定繰入金でございます。先ほど御説明いたしました内容について、一般会計から繰り入れをいただくものでございます。保険料の軽減に伴います負担割合につきましては、県が4分の3、市が4分の1となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

委員長 質疑を行います。何かありませんか。

ないようですので、議案第33号平成20年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)については、 原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

陳情12月第5号 共済法制定を求める陳情

委員長 次に、陳情 1 2 月第 5 号共済法制定を求める陳情についてを議題といたします。これについて、他市の状況は、変わらないですか。

議会事務局主事 事務局のほうから陳情 1 2月第5号の県内 1 9市の状況について報告させていただきます。同様の 共済法制定を求める陳情が出ている市が 1 9市中、塩尻市を含めまして 1 6 市ございます。審査の結果ですけれども、 多いものから説明させていただきますが、趣旨採択というものが最も多く 5 市でございます。この 5 市いずれも意見書 は出ておりません。次に多いのが不採択、3 市でございます。また、採択した市が 2 市ございまして、いずれも意見書 が出ております。それ以外は、各市議会の審査の方法によって審議未了であったり、継続審査をしている市が 2 市ございます。あと、今朝ほど、陳情文書表を配布した際、共済法制定を求める意見書(案)という陳情者から提出されてい る資料を陳情文書表にお付けしておりまして、意見書を出した他市も、これとほぼ同様の内容を意見書として国等へ提出しておりますので御報告させていただきます。以上です。

委員長 質疑を行います。何かありませんか。

中原輝明委員 その採択した市はどこですか。

議会事務局主事 採択した市は 諏訪市、小諸市でございます。また、中野市に限っては、同趣旨の意見書がすでに 出ているということで意見書を発行しているということになります。以上です。

委員長 ほかに。質問、意見。

鈴木明子委員 やはり、小規模の人たちが自分たちの身を守るためにということで、こういう制度を利用して暮らしを守っているということの中で、これが使えなくなるということ、大企業の保険会社でなければならないというふうになってしまわないように、やはり、この人たち、こういう組織を作って、今、頑張っている人たちがいますので、その辺を守るために求めて意見書を出していく必要があるのではないかと思いますので、ぜひ、そういうふうにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 ほかに。

鈴木明子委員 すいません、もう1個。営利を目的としていないというところに、やはり、見守っていく必要があるのではないかというふうに思います。

委員長 ほかに質問、意見ありますか。

古畑秀夫委員 質問でもいいですか。こういうふうなことで、共済のそういうところまでを、締め付けというか、新 しい保険情報というのは、何らかの問題点があって出てきたと思うのですが、背景と言いますか、その辺のところをわ かりましたらお願いします。

委員長 たぶん、一番大きなのはオレンジ共済みたいな、ああいう事件がありましたよね。そういうことの中で、ある程度の規模を持っていないと、ということが一番大きいのではないかというふうに考えられますが、いかがでしょうか。誰か詳しい方。

やはり、意見書の中に共済の理念で、資本を持たないこと、非営利目的で、地域社会、共同の利益目的で、純粋にもうけ目的でないというようなことをうたっているのは、その辺のところを含んでいると思いますので、ある種の、例えば教職員共済だとか、例えば中部自動車共済とかいうような企業だとか、業種によっての団体が営業できなくなってしまうのです、あまり小規模な場合に、ということで、こういうものをということだと思います。

古畑秀夫委員 そういうことで、きちんとやっているところができなくなるような方向はまずいと思うので、陳情書 については賛成したいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

中原輝明委員 これは、市の職員は、だれか説明できますか、この内容を。

議会事務局主事 議会事務局のほうからではありますが、簡単に概要を調べてありますので説明させていただきますが、こちらの陳情ですけれども、先まども委員長さん等からお話があったように、新しく共済、いわゆる昔のオレンジ 共済とかそういったものを、もう少しきちんとした規制をすべきではないかというところから、新保険業法というのが 2006年に施行になっています。いわゆる農協や生協などの法律に特別な規定のあるものも含めて法整備をしなければいけないということで、この新保険業法というものが施行になっております。 なぜ、これが問題かというと、先ほど委員長さんのお話がありましたけれども、いわゆる小規模の共済が、この意見書の中にもありますけれど、社会的な連帯を持った、そういった非営利でやっている共済が、この新保険業法によって運営ができなくなっているという点が問題としてなっております。現在、小規模なもの、1,000人以下とか、短期のもの、こちらの陳情文書表の中にも書いてはあるのですけれども、そういったものを除いて、適用除外に今現在はなっていますが、取り消しとなる危険性が高いということから、すべてが新しい保険業法となってしまっては、そういった小規模で行っているものも運営ができなくなるということで、現在、こういった取り組みが全国で行われております。なかなか、私のほうも詳しくは説明ができないのですけれども。

では、国会のほうの動きはどうなっているかという点ですけれども、現在、学校、PTA共済の団体が、やはり、いるいろな各地で存続ができなくなっているという現状がありまして、自民党におきまして、新たなそういった小さな団体も守るという根拠の法整備を進めていると。こちらは新聞記事なのですけれど、保険業法の改正によって、廃業や縮小が広がっている小規模なPTA共済に、そういった活動の維持を求める声が強いということで、公明党ほか、野党も含めて共同提案を呼びかけて、今国会で議員立法による成立を図る方針というのが新聞報道でなされております。なかなか詳しく説明できないのですが、以上です。

委員長 ということだそうです。今、採択という意見が出されておりますが、ほかに、不採択、あるいは継続 趣旨 採択、その他の意見はありますか。

それでは、採択という意見が出されておりますが、当委員会の審査結果は、採択ということでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、陳情12月第5号については、採択するものと決しました。

なお、意見書につきましては、皆さんのほうに陳情者からの意見書案が配布されていると思いますが、委員長と事務 局に一任していただければありがたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、そのようにいたします。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 閉会中の継続審査についてお願いをいたします。総務部、協働企画部、市民環境事業部、それぞれ重要事項を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等をお願いすることがございますのでよろしくお願いをします。 **委員長** ということですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

理事者あいさつ

委員長 それでは、当委員会に付託された案件の審査、すべてを終了といたします。理事者からあいさつがあればお願いにします。

副市長 きのう、きょう、慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。大変な経済状況でありますので、 早期に回復するように願うところでございます。 平成 2 1 年度予算の執行にあたりましては、十分、意を用いまして、 お認めいただいた予算ではございますけれども、執行にあたっては、十分、留意をさせていただきたいと、そのようなことを思っているところでございます。年度末、年度初め、これから何かと行事が多くなります。議員の皆さま方にもそれぞれの場で御活躍いただくことになると思いますけれども、一層、健康に御留意されまして、御活躍されますようお祈り申し上げまして御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 それでは、引き続きまして協議会を開会いたします。

午後2時52分 閉会

平成21年3月13日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 中原 巳年男 印